

令和3年第1回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (3月4日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
日程第4 報告第2号から日程第39 議案第33号まで	5
・報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和2年度中泊町一般会計補正予算第16号について)	
・報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和2年度中泊町一般会計補正予算第17号について)	
・報告第 4号 専決処分した事項の報告 (青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について)	
・報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和2年度中泊町一般会計補正予算第18号について)	
・議案第 2号 令和3年度中泊町一般会計予算について	
・議案第 3号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・議案第 4号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
・議案第 5号 令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第 6号 令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第 7号 令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	

- ・議案第 8 号 令和 3 年度中泊町水道事業特別会計予算について
- ・議案第 9 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・議案第 10 号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- ・議案第 11 号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- ・議案第 12 号 中泊町野菜集出荷予冷施設条例の一部改正について
- ・議案第 13 号 中泊町野菜育苗施設条例の一部改正について
- ・議案第 14 号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正について
- ・議案第 15 号 中泊町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- ・議案第 16 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ・議案第 17 号 中泊町ふれあい運動場条例の一部改正について
- ・議案第 18 号 中泊町後継者等育成基金条例の廃止について
- ・議案第 19 号 中泊町診療所条例の廃止について
- ・議案第 20 号 令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 19 号について
- ・議案第 21 号 令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号について
- ・議案第 22 号 令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- ・議案第 23 号 令和 2 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 24 号 令和 2 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 25 号 令和 2 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について
- ・議案第 26 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- ・議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- ・議案第 28 号 中泊町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- ・議案第 29 号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定について

て

- ・議案第30号 主要農業施設に係る指定管理者の指定について
- ・議案第31号 町営住宅使用料の債権放棄について
- ・議案第32号 中泊町過疎地域自立促進計画の変更について
- ・議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同約の変更について

日程第40	予算特別委員会の設置	13
日程第41	請願第1号	13
	・請願第1号 中泊町運動公園陸上競技場の整備を求める請願	
散会の宣告		14

第2号 (3月9日)

議事日程	15
出席議員	15
欠席議員	15
出席説明員	15
職務のため出席した事務局職員	16
開議の宣告	17
日程第1 一般質問	17
5番 塚本悦子議員	17
3番 成田直人議員	21
2番 今博子議員	29
散会の宣告	37

第3号 (3月12日)

議事日程	39
出席議員	41
欠席議員	41
出席説明員	41

職務のため出席した事務局職員	4 2
開議の宣告	4 3
日程第1 報告第2号	4 3
・報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和2年度中泊町一般会計補正予算第16号について)	
日程第2 報告第3号	4 4
・報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和2年度中泊町一般会計補正予算第16号について)	
日程第3 報告第5号	4 5
・報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和2年度中泊町一般会計補正予算第18号について)	
日程第4 議案第2号から日程第10 議案第8号まで	4 7
・議案第 2号 令和3年度中泊町一般会計予算について	
・議案第 3号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・議案第 4号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
・議案第 5号 令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第 6号 令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第 7号 令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	
・議案第 8号 令和3年度中泊町水道事業特別会計予算について	
日程第11 議案第9号	5 2
・議案第 9号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第12 議案第10号	5 4
・議案第10号 中泊町介護保険条例の一部改正について	
日程第13 議案第11号	5 6
・議案第11号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例等の一部改正について	
日程第14 議案第12号	5 9
・議案第12号 中泊町野菜集出荷予冷施設条例の一部改正について	
日程第15 議案第13号	6 0
・議案第13号 中泊町野菜育苗施設条例の一部改正について	

日程第16	議案第14号	61
	・議案第14号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正について	
日程第17	議案第15号	62
	・議案第15号 中泊町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	
日程第18	議案第16号	63
	・議案第16号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	
日程第19	議案第17号	64
	・議案第17号 中泊町ふれあい運動場条例の一部改正について	
日程第20	議案第18号	65
	・議案第18号 中泊町後継者等育成基金条例の廃止について	
日程第21	議案第19号	66
	・議案第19号 中泊町診療所条例の廃止について	
日程第22	議案第20号	67
	・議案第20号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第19号について	
日程第23	議案第21号	76
	・議案第21号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第5号について	
日程第24	議案第22号	78
	・議案第22号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号について	
日程第25	議案第23号	80
	・議案第23号 令和2年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について	
日程第26	議案第24号	81
	・議案第24号 令和2年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号について	
日程第27	議案第25号	82
	・議案第25号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につ	

いて

日程第28	議案第26号	84
	・議案第26号 中泊町教育委員会委員の任命について	
日程第29	議案第27号	84
	・議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
日程第30	議案第28号	85
	・議案第28号 中泊町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について	
日程第31	議案第29号	86
	・議案第29号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定について	
	て	
日程第32	議案第30号	87
	・議案第30号 主要農業施設に係る指定管理者の指定について	
日程第33	議案第31号	88
	・議案第31号 町営住宅使用料の債権放棄について	
日程第34	議案第32号	89
	・議案第32号 中泊町過疎地域自立促進計画の変更について	
日程第35	議案第33号	92
	・議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について	
日程の追加		93
町長追加提案理由の説明		93
追加日程第1	議案第34号	94
	・議案第34号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第20号について	
追加日程第2	議案第35号	95
	・議案第35号 工事請負変更契約の締結について	
日程第36	発議第1号	97
	・発議第1号 中泊町議会会議規則の一部改正について	
日程第37	発議第2号	97
	・発議第2号 中泊町議会災害対策本部設置要綱の制定について	

日程第 3 8	発議第 3 号	9 8
	・発議第 3 号 議員派遣について	
日程第 3 9	次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	9 8
閉会の宣告		9 9
署 名		1 0 1

第1回中泊町議会定例会

令和 3年 3月 4日（木曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第16号について)
- 5 報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第17号について)
- 6 報告第 4号 専決処分した事項の報告
(青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について)
- 7 報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第18号について)
- 8 議案第 2号 令和3年度中泊町一般会計予算について
- 9 議案第 3号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 10 議案第 4号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 11 議案第 5号 令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 12 議案第 6号 令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 13 議案第 7号 令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 14 議案第 8号 令和3年度中泊町水道事業特別会計予算について

- 1 5 議案第 9 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について
- 1 6 議案第 1 0 号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- 1 7 議案第 1 1 号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設
備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改
正について
- 1 8 議案第 1 2 号 中泊町野菜集出荷予冷施設条例の一部改正につい
て
- 1 9 議案第 1 3 号 中泊町野菜育苗施設条例の一部改正について
- 2 0 議案第 1 4 号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 2 1 議案第 1 5 号 中泊町町道の構造の技術的基準を定める条例の一
部改正について
- 2 2 議案第 1 6 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関
する条例の一部改正について
- 2 3 議案第 1 7 号 中泊町ふれあい運動場条例の一部改正について
- 2 4 議案第 1 8 号 中泊町後継者等育成基金条例の廃止について
- 2 5 議案第 1 9 号 中泊町診療所条例の廃止について
- 2 6 議案第 2 0 号 令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 1 9 号につ
いて
- 2 7 議案第 2 1 号 令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算
第 5 号について
- 2 8 議案第 2 2 号 令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算
第 4 号について
- 2 9 議案第 2 3 号 令和 2 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正
予算第 1 号について
- 3 0 議案第 2 4 号 令和 2 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正
予算第 1 号について
- 3 1 議案第 2 5 号 令和 2 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予
算第 2 号について
- 3 2 議案第 2 6 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 3 3 議案第 2 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める
の件
- 3 4 議案第 2 8 号 中泊町老人福祉センターに係る指定管理者の指定

について

- 3 5 議案第 2 9 号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定について
- 3 6 議案第 3 0 号 主要農業施設に係る指定管理者の指定について
- 3 7 議案第 3 1 号 町営住宅使用料の債権放棄について
- 3 8 議案第 3 2 号 中泊町過疎地域自立促進計画の変更について
- 3 9 議案第 3 3 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 4 0 予算特別委員会の設置
- 4 1 請願第 1 号 中泊町運動公園陸上競技場の整備を求める請願
(令和 2 年) (総務文教常任委員長報告)

○出席議員 (13 名)

- | | | | | | |
|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 1 番 | 田 中 | 洋 君 | 2 番 | 今 | 博 子 君 |
| 3 番 | 成 田 | 直 人 君 | 4 番 | 秋 元 | 隆 君 |
| 5 番 | 塚 本 | 悦 子 君 | 6 番 | 荒 関 | 富 雄 君 |
| 7 番 | 秋 田 | 博 君 | 8 番 | 川 山 | 光 則 君 |
| 9 番 | 青 山 | 雅 晴 君 | 1 0 番 | 沖 崎 | 勲 君 |
| 1 1 番 | 野 上 | 憲 幸 君 | 1 2 番 | 野 上 | 祐 一 君 |
| 1 3 番 | 長 利 | 司 君 | | | |

○欠席議員 (なし)

○出席説明員

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長 | 横 野 彰 吾 君 |
| 教 育 長 | 米 塚 鈴 子 君 |
| 代表監査委員 | 葛 西 昭 文 君 |
| 総 務 課 長 | 葛 西 成 芳 君 |
| 財 政 課 長 | 毛 内 康 裕 君 |
| 総 合 戦 略 課 長 | 三 上 晃 瑠 君 |

税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	山 中 哲 哉 君
福 祉 課 長	木 元 剛 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	加 藤 孝 典 君
教 育 次 長	成 田 勝 輝 君
総 務 学 務 課 長	藤 田 康 久 君
会 計 課 長	下 山 貴 子 君
上 下 水 道 課 長	阿 部 明 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 越 裕 子 君
総 行 政 務 情 報 課 係	木 村 将 師 君
総 行 政 務 情 報 課 係	佐々木 一 哉 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

- 議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、令和 3 年第 1 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長利 司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 1 番、野上憲幸議員及び 12 番、野上祐一議員を指名します。

◎会期の決定について

- 議長（長利 司君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 3 月 12 日までの 9 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から 3 月 12 日までの 9 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 2 号から日程第 39 議案第 33 号
まで

- 議長（長利 司君） 日程第 4、報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第 39、議案第 33 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更についてまでを一括して上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。
濱舘町長。

(町長 濱舘豊光君登壇)

○町長(濱舘豊光君) 本日ここに、令和3年第1回中泊町議会定例会が開会され、令和3年度当初予算をはじめ各般にわたる議案につきましてご審議を願うに当たり、町政の運営に関する所信の一端を明らかにし、提出議案合計36件の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご深いご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、令和3年度の予算編成にあたりましては、自主財源が少ない脆弱な財政構造に加え、新型コロナウイルスによる税収の減、また令和2年度実施の国勢調査での人口減少の影響による地方交付税の減収が見込まれる中においても、人口減少や地域経済の維持、地域産業の発展など様々な課題に正面から向き合い、長期総合計画の将来像であります「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち 中泊」の実現に向けて、地域資源を強化、活用しながら、地域経済の活性化、農業、漁業の生業でしっかりと生活できるような活力の創出につながる施策の推進、子ども・子育て支援や医療、教育、文化の充実、防災対策などの多岐にわたる施策に取り組み、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、安心して、そして幸せに暮らせる町を目指して町政を推進してまいりたいと存じております。

報告第2号及び報告第3号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第16号並びに第17号についてであります。

除排雪経費の不足のため所要の予算補正を専決処分させていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第4号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてであります。

組合を組織する団体の減少に伴い、規約の改正について専決処分をさせていただきましたので、これを報告するものであります。

報告第5号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第18号についてであります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施及び国有林野借上料に係る債務負担行為補正を追加するため、所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号 令和3年度中泊町一般会計予算案では、通常予算の考え方で編成し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも92億8,300万円となりました。

前年度当初予算に対して14億5,000万円、率にして18.5%の増となっております。

それでは、歳出事業の主なもの及び特徴的なものをご説明を申し上げます。

総務費として、新たな福祉・健康の拠点となる総合福祉健康センター建設事業を進めてまいります。

民生費として、子育て世代の負担軽減を目的に、幼児教育の無償化を継続実施してまいります。

衛生費として、引き続き乳幼児から高校卒業までの医療費・予防接種料の無料化のほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築に取り組んでまいります。

農林水産業費として、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業、またメバル商品の開発やマツカワガレイなどの養殖事業にも引き続き取り組んでまいります。

商工費として、今年度実施した宮越家公開管理事業を継続するとともに、これを軸とした新たな町の観光資源発掘等を目的に、地域おこし協力隊事業に取り組んでまいります。

土木費として、道路新設改良事業や橋梁長寿命化事業など、インフラ整備も引き続き実施してまいります。

消防費として、仮称ではございますが、統合消防署建設に係る負担金を計上したほか、教育費として、来年度完成予定のこども小・中学校建設事業、また企業版ふるさと納税を活用し、宮越家の整備についても継続して取り組んでまいります。

歳入につきましては、町税及び地方交付税のほか、国庫支出金、県支出金及び町債など見込額を精査した上で計上し、財源調整のため財政調整基金繰入金などを計上いたしております。

議案第3号は、令和3年度中泊町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、事業勘定で歳入歳出とも15億5,744万4,000円、診療施設勘定で歳入歳出とも1億4,154万円となっております。

議案第4号は、令和3年度中泊町介護保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも18億2,248万4,000円となっております。

議案第5号は、令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも4,176万1,000円となっております。

議案第6号は、令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも2,333万4,000円となっております。

議案第7号は、令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも2億8,725万5,000円となっております。

議案第8号は、令和3年度中泊町水道事業特別会計予算についてであります。収益的収入及び支出予定額として、収入に3億5,528万円を、支出に2億9,916万9,000円を計上し、純利益5,611万1,000円を見込んでおります。また、資本的支出予定額として2億1,873万9,000円を計上いたしております。

なお、資本的支出予定額は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第9号は、中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、非常勤特別職の職名、報酬額等を明確にするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、中泊町介護保険条例の一部改正についてであります。第8期中泊町介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の改定及び地方税法等の改正に伴う条文の整備をするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてであります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するものであります。

議案第12号は、中泊町野菜集出荷予冷施設条例の一部改正についてであります。中泊町野菜集出荷予冷施設の指定管理廃止に伴い、条文の整備を要するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、中泊町野菜育苗施設条例の一部改正についてであります。中泊町野菜育苗施設の指定管理廃止に伴い、条文の整備を要するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は、中泊町道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の整備を要するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、中泊町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてであります。道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の整備を要するため条例の一部を改正するものであります。

議案第16号は、中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部改正により、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について、必要な見直しを行わなければならないこと、及び消防団員の退職について規定することにより、手続を明確にするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号は、中泊町ふれあい運動場条例の一部改正についてであります。こども小・中学校の建設に伴い、小泊ふれあい運動場を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号は、中泊町後継者等育成基金条例の廃止についてであります。中泊町後継者等育成基金について、平成20年以降利用されておらず、今後も活用の予定がないことから、同基金を廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第19号は、中泊町診療所条例の廃止についてであります。武田診療所が令和2年3月31日をもって閉所になったことから、用途を廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第20号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第19号についてであります。補正額は、歳入歳出とも2億3,513万5,000円を追加し、補正後の総額を102億5,793万8,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、介護保険特別会計及び国民健康保険特

別会計への繰出金、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金、折戸下前線法面補修工事費（第3期）などを計上いたしております。

また、既決予算額の精査などにより、橋梁長寿命化事業、新公営住宅建設事業、こども小・中学校建設事業の減額など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金、県支出金、町債などについて調整のうえ計上したほか、町税、財産収入など収入見込額を精査した上で計上いたしております。

継続費補正では、こども小・中学校建設事業について変更いたしております。

繰越明許費では、戸籍システム改修事業など3事業について追加設定し、公共施設感染防止対策事業のほか1事業について変更いたしております。

また、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務のほか、令和3年度で予定する経費のうち、本年度において契約の締結を要するものについて、債務負担行為を追加設定いたしております。

なお、地方債につきましては、減収補填債を追加設定したほか、事業の確定に伴い、それぞれ変更いたしております。

議案第21号は、令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてであります。事業勘定の補正額は、歳入歳出とも1,213万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億3,911万4,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、保険給付費の高額療養費及び直営診療施設勘定繰出金の追加であります。

歳入につきましては、歳出との関連において国庫支出金等を追加いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも139万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,773万3,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、医業費の追加であります。

歳入につきましては、歳出との関連において、診療収入を調整のうえ減額し、他会計繰入金を追加いたしております。

議案第22号は、令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算

第4号についてであります。補正額は、歳入歳出とも3,077万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,886万6,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス給付費を追加いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金及び支払基金交付金等を追加いたしております。

議案第23号は、令和2年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。歳入歳出予算の予算総額は、そのまま変わらず4,128万7,000円とし、内部補正するものであります。

補正する歳出の主なものは、施設管理費の光熱水費及び委託料を減額し、手数料を追加いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、前年度繰越金を追加し、一般会計繰入金を減額いたしております。

議案第24号は、令和2年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。補正額は、歳入歳出とも73万4,000円を減額し、補正後の予算総額を2,689万2,000円とするものであります。

補正する歳出は、処理施設管理業務委託料及び機能保全計画書策定業務委託料を減額いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、前年度繰越金を追加し、一般会計繰入金を減額いたしております。

議案第25号は、令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてであります。補正額は、歳入歳出とも1,017万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8,400万3,000円とするものであります。

補正する歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う減額であります。

歳入につきましては、歳出との関連において後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を追加いたしております。

議案第26号は、中泊町教育委員会委員の任命についてであります。現委員、佐井川智道氏の任期が令和3年5月17日をもって満了とな

るため、後任の委員を任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

議案第27号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてであります。現委員、荒関徳勝氏の任期が令和3年6月30日で満了となるため、後任委員を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

議案第28号から第30号は、中泊町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定について、主要農業施設に係る指定管理者の指定についてであります。

令和3年3月31日をもって指定期間満了となる各施設について、それぞれ4月1日からの指定管理者を指定するものであります。

議案第31号は、町営住宅使用料の債権放棄についてであります。住宅使用料を滞納している中泊町在住者について、裁判所が破産法第252条の規定による免責許可を決定したことから、債権の徴収が不可能となったため、債権の放棄を行うものであります。

議案第32号は、中泊町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。町に所在する農業用ため池の老朽化を踏まえ、適正な維持管理を行い、農業の基盤整備を図り、産業振興を目的に策定する「ため池インフラ長寿命化事業」及び林道施設の維持管理及び更新等を適切に行い、住民の安全確保を図る「森林基幹道整備事業」ほか4事業を中泊町過疎地域自立促進計画に追加し、計画を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。

青森県市町村総合事務組合の構成団体である十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散すること、及び規約の所要の整理を行うことに伴い、規約を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

以上で本議会定例会に提案をいたしました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明を申し上げます。何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜り

ますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

◎日程第40 予算特別委員会の設置

○議長（長利 司君） 日程第40、予算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第2号から議案第8号までの令和3年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第8号までの令和3年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

◎日程第41 請願第1号

○議長（長利 司君） 日程第41、請願第1号 中泊町運動公園陸上競技場の整備を求める請願を議題にします。

本件は、総務文教常任委員会に付託しておりますので、審査結果については、総務文教常任委員長に報告を求めます。

川山委員長。

（総務文教常任委員長 川山光則君登壇）

○総務文教常任委員長（川山光則君） 委員長報告をいたします。

令和2年第4回定例会におきまして当委員会に審議を付託されました請願第1号 中泊町運動公園陸上競技場の整備を求める請願について、1月28日に当委員会を開催し、審査した結果をご報告いたします。

中泊町運動公園陸上競技場は、現在第4種公認競技場は廃止となっており、好成績を出しても選手の成績は非公認記録となり、日々練習に励んでいる子供たちは、記録を残せないという我慢を強いられている。このような現状を、本人はもとより、保護者や関係者も残念に思

い、改修を望んでいます。

このような状況から、財政面が厳しいのは承知しているが、様々な助成補助事業などを考慮しつつ、子供たちの将来のためにも陸上競技場の整備は必要であるなどの意見もあり、採決を行った結果、趣旨を認め、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会報告を終わります。

○議長（長利 司君） 委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

請願第1号を採決します。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時26分

第1回中泊町議会定例会

令和 3年 3月 9日（火曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	田中	洋	君	2番	今	博	子	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君	
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富雄	君	
7番	秋田	博	君	8番	川山	光則	君	
9番	青山	雅晴	君	10番	沖崎	勲	君	
11番	野上	憲幸	君	12番	野上	祐一	君	
13番	長利	司	君					

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	濱	舘	豊	光	君	
副	町	長	横	野	彰	吾	君
教	育	長	米	塚	鈴	子	君
代	表	監	査	委	員		
葛	西	昭	文	君			
葛	西	成	芳	君			
毛	内	康	裕	君			
三	上	晃	瑠	君			
太	田	光	平	君			
山	中	哲	哉	君			
木	元		剛	君			
藤	本	雅	久	君			
古	川	幹	人	君			

水産商工観光課長
小泊支所長
教育次長
総務学務課長
会計課長
上下水道課長

越野進一君
加藤孝典君
成田勝輝君
藤田康久君
下山貴子君
阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長
総務情報課係
総務情報課係

宮越裕子君
木村将師君
佐々木一哉君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

- 議長（長利 司君） 日程第1、一般質問を行います。
5番、塚本議員の質問を許可します。
塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

- 5番（塚本悦子君） おはようございます。議席5番、塚本悦子でございます。日々コロナの話題で憂鬱になる毎日ですけれども、一日も早い終息を願っております。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。コロナ下における諸問題についてであります。2019年12月、中国、武漢市において最初に新型コロナウイルスの集団感染が確認されました。以来、なお世界中で猛威を振るい、拡散しております。これは、医療のみならず、社会経済にも大きな影響を与えています。このコロナ下において、自治体の在り方が問われています。

そこで、まず1点目として、目まぐるしく変化する新型コロナの影響で、全国的に自治体の税収は2020年度と比較して大幅に落ち込むと予想されております。その中であって、2020年度の現在の町の税収の現状と、そして次年度への展望はどのように考えていらっしゃるか、その概略をお聞かせ願います。

2点目として、それに伴い、自然災害、医療、福祉、農林水産の経済被害などに対し、町は暮らしと地域経済を守るため、今後事業の見直しを含め、どのように行財政を進めていくのかお聞かせ願います。

以上でございます。

- 議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

- 町長（濱館豊光君） 塚本議員のほうから、新型コロナウイルス関連のご質

問、2点頂戴したと受け止めております。新型コロナウイルスの影響で次年度の税収等の減収が見込まれていると、先日新聞報道でもあったわけではありますが、この部分の税収の見込み等につきましては、後ほど税務課長のほうからご答弁をさせていただくこととして、私のほうからはそれらに関しまして町としてどのように考えて対応していくのかという部分についてお答えをさせていただきます。

今、議員のほうからご指摘があったように、新型コロナウイルス感染症の影響、これは全国的というか、世界的に受けているわけでありまして、世界の経済も日々コロナウイルス関連で動いているという状況の中で、我々日本の自治体の中でも行政運営に大きな影響を及ぼしているというふうに私自身も受け止めております。そうした中で、当町の町民の暮らし、経済を守るため、どのように考えて行政運営をさせていただいているのか、その部分の私の考えを述べさせていただきます。

国からの交付税も減少傾向にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減少というものは、全国の自治体における共通の課題であろうというふうに認識をしております。総務省のほうでは、地方自治体の税収不足を穴埋めする地方債として、減収補填債というものの令和2年度限りの対象拡大を公表しております。大幅な税収減が見込まれる自治体の支援を打ち出しているということでもあります。

このような中、当町における行政運営につきまして、最上位計画であります長期総合計画、10年スパンで計画を立て、5年ごとに実施計画等を見直しているわけではありますが、こちらのほうに掲げた将来像「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち 中泊」、この考え方の下、どのような状況下にあっても、まずは町民の生命と財産を守るということを第一に進めることに変わりはないというふうに認識をしております。

議員ご質問の事業の見直し等による対応につきましては、常にその時々、環境の変化に対応するために継続的に取り組んでいるところでもございまして、新型コロナウイルス感染症対策支援事業等でもできるだけ迅速に対応させていただいております。

現在進行中の大規模事業につきましても、これは状況を見ながらでございますが、現状計画どおりに進めてまいりたいというふうに考え

てございます。

また、投資的建設事業等の大規模事業につきましては、住民サービスの低下を招くことがないよう、優先順位を常に考えながら計画を見極め、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

今後も国、県等の支援政策を注視しながら、使える財源は積極的に使うという姿勢を持ちながら財源の確保に努め、2月25日に尾別地区での風力発電事業を進める企業と協定を締結させていただいたように、企業版ふるさと納税等も積極的に活用しながら、新たな財源確保についても進めてまいりたいというふうに考えてございます。

この「大地の恵と海の幸」豊かな中泊町を守り育て、未来を担う人材づくりも進め、当町がこれからも持続、継続、発展していけるよう、自信を持って未来につなぐ町政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、当町の税収の各数値等に関することは、先ほど申し上げましたとおり、担当の税務課長のほうからご答弁をさせていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（長利 司君） 太田税務課長。

（税務課長 太田光平君登壇）

○税務課長（太田光平君） 私からは、塚本議員ご質問の2020年度、令和2年度現在の町の税収の現状と次年度への展望はどのように考えているのかの2点についてお答えいたします。

最初は、1点目の2020年度、令和2年度、町の税収の現状ということで、令和3年1月末現在の税収についてお答えいたします。町税の調定額は、現年で9億3,214万8,000円、収納額は8億4,416万6,000円となり、収納率は90.56%、対前年同期で2.43%増となっております。主な内容につきましては、町民税が調定額3億6,040万5,000円、収納額は2億8,114万9,000円となり、収納率は78.01%、固定資産税が調定額4億4,020万8,000円、収納額は4億3,227万円となり、収納率は98.20%、軽自動車税は調定額4,044万6,000円、収納額は3,965万7,000円となり、収納率は98.05%となっております。

次に、2点目の次年度への展望についてお答えいたします。202

1年度、令和3年度の予算では、町税全体では対前年度比8,570万円減、率にしてマイナス9.6%の8億281万5,000円を見込んでおります。主な要因としては、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から行われた国の緊急事態宣言等の影響で、給与収入及び営業収入が大幅に減少すると見込まれておるところです。

当町において、どの程度の経済的影響があるのかということですが、当町は第一次産業が主な業種となっておりますので、他の都市部の市町の産業形態とは大分違うと考えられます。このことから、当町の農業については大きな減収はないものと予測しております。また、漁業、個人事業主については、現在廃業等について問合せがないことから、大幅な減収はないと思いますが、ある程度の減収はあるものと見込んでおります。給与所得者におきましては、解雇等の徴収猶予等の申請はございませんが、給与の減収があるものと考えられますので、個人町民税合計で対前年度比マイナス8.7%減、マイナス2,407万6,000円の減収を見込んだところであります。

法人町民税につきましては、対前年度比マイナス7.7%減、マイナス237万5,000円の減収を見込んでおります。

固定資産税につきましては、3年に1度の評価替えに伴い、土地、家屋の下落、償却資産においては津軽風力発電株式会社の経年による減、マイナス1,500万円や、令和3年度1年限りのコロナの軽減措置、企業の償却資産の新規設備投資が考えられない状況等から、令和3年度においてはマイナス14.2%減、マイナス5,889万円の減収になると見込んでおります。

昨年から発生しておりますコロナウイルス感染症においては、今まで経験をしたことのない経済的影響のため、あくまでも予測の範囲での試算であることをご了承願います。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ご丁寧な答弁、課長さん、ありがとうございました。町長さんの暮らしと命を最優先に守るのだと、そして新たな税収を増やすことをとても力強く発信していただいて、ありがとうございます。そして、大きな事業は見て、徐々に精査していくとのことで、ありが

とうございます。承知いたしました。

現在は、不確実な時代において、コロナに打ち勝つことが必要だと思えます。町民の健康と生活を守る町の真価が今問われているところでございます。何事も努力次第でございます。そして、職員の役割も非常に大きいと思えます。皆さんの一層の活躍に期待を申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

3番、成田議員の質問を許可します。

成田議員。

（3番 成田直人君登壇）

○3番（成田直人君） 改めて、おはようございます。3番議員の成田でございます。議長のお許しをいただき、あらかじめ提出しております通告書の内容に沿って質問いたします。質問事項は、大別して2点であり、人口減少についてとコロナ禍での観光戦略についてであります。

第1点目は、人口減少についてであります。全国の各自治体の重要課題である人口減少については、行政として様々な対策を打ち立てているものの、歯止めがかからない状況下にあります。このことは、中泊町もご多分に漏れずであり、少子高齢化が進み、まさに人口減少時代に突入しております。

自然動態では、死亡数が出生数を上回る自然減、そして社会動態では転出数が転入数を上回る社会減の状態であり、いずれもマイナスで推移し続ける中であって、人口減少が加速度的に進むことによって、地域社会の発展や活力が損なわれ、地域機能の低下を招くなど、懸念材料が増えることにつながります。

しかれば、中泊町の人口減少がどのような数値で推移しているのかについては、人口変遷データによると、40年前の1980年、昭和55年の旧中里町と旧小泊村の総人口は1万9,968人あり、それをピークに人口が減り続け、1990年では1万7,354人、2000年では1万5,325人、2010年では1万2,743人、そして2020年では1万568人となっております。このことから、1980年から2020年までの40年間では、9,400人の大幅な減少となっております。

一方、10年スパンで見ると、2,000人余りの急激な右肩下が

りで推移し、しかも人口推計データによると、2025年以降に8,000人を割り込むとの厳しい予想がされております。

そこで、中泊町が持続的な発展と活力のあるまちづくりを目指していくために、人口減少の課題は避けて通れないと思いますが、町長は現状をどのように認識し、人口減少という課題について、基本的にどのような考えをお持ちか伺います。

第2点目として、コロナ禍での観光戦略についてであります。中泊町の観光入り込み客数は、平成26年から平成30年までの5年平均で24万6,000人と、横ばい状態を維持していることは、厳しい観光環境にあって、官民一体となって観光の産業化に向け、尽力していることの表れであると認識しております。

また、中泊町観光ビジョンでは、観光資源、地域資源を再利用、活用し、収益性を持つ観光コンテンツとして再構築すべくニューツーリズムを基軸に据えた観光振興を推し進め、そして観光入り込み客数の増大を目指すことを基本とするとのこと、中泊町の観光に対する思い入れや熱意が十分に伝わる意思表示となっており、私なりに評価しております。

しかし、昨年1月半ばに初確認された新型コロナウイルスは、瞬時に世界中で流行したことから、その感染拡大予防策の一環として、緊急事態宣言の発令、渡航、入出国禁止や不要不急の外出自粛など、制限措置が講じられ、加えて各種イベント等は開催の中止、延期、そして開催規模の縮小などを余儀なくされ、状況が一変したものと推察いたしております。

そこで、新型コロナワクチン接種が開始される方向にあることから、収束への曙光が見えつつあるものの、観光環境が完全な形に戻るには、相当な時間を要するとの情勢を踏まえ、コロナ禍での観光戦略は新たな視点で望む必要があると思われるが、その点どのように考えているのか伺います。

以上です。

○議長（長利 司君） 成田議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 成田議員のほうから、人口減少という大きな流れの中

に対する私の認識と現状のコロナ禍における観光のものの考え方についてのお尋ねがあったというふうに受け止めてございます。

まず、1点目の人口減少、それに関わる重要課題についてでございますが、この人口減少という現象というか事象は、当町のみならず全国的な傾向、問題、課題であるというふうに認識してございます。急激に進んでいる過疎化と相まって、少子化が起こり、結果として人口減少ということになっていると。直接的、間接的に住民の生活、地域経済、地方財政に影響を及ぼすということが懸念されているわけであります。

そうした中で、我が町でございますが、一次産業を基本としたある意味強みを持っている地域でありまして、その強みを生かすということで、キャッチフレーズとしてまちづくりの基本に「大地の恵と海の幸」、このことを使いながら、農業と漁業をしっかり暮らしていけるものにしていくのだという方向性を、平成17年の合併以来、その方向性を持ちながら町政を進めてきたというふうに私自身も認識をしているところでございます。

そこで、平成28年3月には、町の最上位計画でございます中泊町長期総合計画と連動する形で中泊町人口ビジョンと中泊町まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを策定させていただきまして、今後の目指すべき将来の方向と取組について計画をし、それを推し進めてきたというところでございます。

しごとづくり、ひとづくり、まちづくり、この3つの好循環の確立に取り組むことを最重要課題として位置づけ、係る7項目を重点プロジェクトとして取り組んでおるところでございます。

まず、1つ目でございますが、地域資源を「活力」に変える地域産業振興プロジェクト、農業分野では中泊町地域農業の未来に向けての提案書というものを昨年出させていただいたわけでありましたが、町の計画をつくり、国及び県と連動しての圃場整備事業、この地域でもほぼ一番の圃場が整備されているのではないかと私自身思っておるわけでありましたが、その整備された圃場を利用したスマート農業、これは昨日の県議会でもスマート農業が話題になりまして、圃場の大規模化とスマート農業ということで、県自身も進めていって、それによって省力化、農業の生産性を上げていくということに取り組んでいるわけ

であります、そういう実証事業にも取り組みながら、農業の高収益化を目指すと。

一方では、作物そのものが高収益を上げられるものを選んでいくということで、シャインマスカットなどの高収益作物への転換、これは米だとどうしてもなかなか稼ぎを上げるのが難しいということで、高収益作物であるシャインマスカット等への転換、ほかにアスパラとか、ブロッコリーとか、様々あるわけではありますが、さらにはそういう農作物の選択だけでなく、中泊町畜産クラスター、畜産によるブドウの房のような産業をつくっていかうということで、畜産クラスター協議会も設立をし、飼料用米の作付だとか、わら焼き防止にもつながるわらの活用、稲わらの活用等も進めながら、自給肥料の利用の拡大も図っているところであります。

また、漁業、これは成田議員のほうの本業であるわけではありますが、漁業のほうでは育てる漁業への転換を進めてございます。ご存じのとおり、マツカワガレイの養殖事業ですとか、昆布の試験養殖事業、ナマコの幼生放流事業、ウスメバルの稚魚の放流事業、アワビの稚貝の放流等をずっと継続して行っているところであります。

このほか、つくったものは、今度は売らなければいけないわけですから、販路の拡大を目指すということで、トップセールス等に出向きながら、町内の企業による新商品開発等の支援も行っているところであります。

2つ目でございますが、まさに「賑わい」を引き寄せる観光・交流プロジェクトとして、中泊町観光ビジョンを策定させていただき、津軽海峡メバル等の地域資源の磨き上げを進めているところであります。メバル関連の商品、どんどん、どんどん増えておりまして、今月も3月15日と3月22日には、それぞれ新たな商品の発表をさせていただく予定としてございます。

取組の中核となつてございます組織、中核にしていく組織、一般社団法人中泊町文化観光交流協会、この設立に向け、先日発起人会を開催させていただき、さらには津軽圏域14市町村での地域連携DMO、一般社団法人、これは弘前にあるわけですが、クランピオニー津軽というDMO組織にも参画をしてございまして、観光地域づくりを進め、今落ち込んでいるインバウンド、海外からの外客の対応可能な稼げる

観光に取り組んでまいりたいと考えてございます。

3つ目になります。中泊へ「暮らそう」・「帰ろう」移住・定住プロジェクトということもやっております。当町の魅力等に係る各種情報発信、移住環境の整備のほか、当町への移住、定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消のため、県と共同で移住支援事業も進めてございます。その事業の中では、東京圏から1世帯ではございますが、3人の方の移住をお手伝いさせていただき、1人の方の町内での移住、起業支援にもつながっているところであります。

4つ目の地域で育む・成長する子育て応援プロジェクトといたしまして、子育て支援制度の充実を図るほか、若い世代が安心して子供を産み、育てられる切れ目ない支援を展開してございまして、出産後の各種検診、保健サービスの実施、ゼロ歳児からの保育料無償化、高校生までの医療費無料化等も行っているところであります。

5つ目の中泊の未来を担う人材を育む教育推進プロジェクトといたしましては、地域とのつながりのある学校づくりに向けて、地域の特性や教育力を生かした教育環境づくりを進めてございます。議員の地元であります小泊地域では、小中一貫校、これは中泊町立小泊小学校小泊中学校というのが正式な名称なのでございますが、仮称といたしまして、小中一貫校「こどまり学園」と先日名称が決まったわけですが、この建設事業が進んでございまして、また町内小中学校を対象とした教育ICT環境の整備等も進めているところでございます。

6つ目のいざというときの「備え」・「支え合い」、災害に強い地域づくりプロジェクトといたしましては、地域の住民が正しい情報、知識を持って避難できるよう、地域の実情に即した防災対策を進めているところでございまして、防災訓練を実施し、避難路、手段の明確化及び避難所の確保、機能強化、自主防災組織の設立促進に努めているところでございます。

なお、先日新聞報道で中泊町のこの防災担当の職員、専門にやっている職員がゼロというふうに出ておったわけですが、問われ方に対して答えたのが、それだけをやっている職員を置いているかどうかという受け止めでゼロと言ったわけですが、主に防災を担当しつつ、ほかの仕事もやる職員ということで、今2名プラス1名と、全部で3

名ということでやってございまして、この防災の対策にも力を入れてまいりたいというふうに考えてございます。

7つ目でございますが、いつまでも健康に安心して暮らせる地域安全・安心プロジェクトとして、誰もが住み慣れた地域でいつまでも健康に安心して暮らせるよう、地域見守り隊活動の推進、住民同士の見守り、支え合い等の活動、切れ目のない支援体制の構築に努めてまいりたいと思っております。宅配、移動販売等による買物支援サービス実証事業の推進ですとか、健康増進のための取組強化も推進してまいります。

今朝の報道でまたあったのですが、小泊から中里のほうに来ている地域連絡バスのトランクのところを使って、小泊の鮮魚の関係ですとか、水産加工品などを直売所であるピュアで販売するための物流の仕組みを県と一緒に実践したりしてございます。

また、現在整備に着手しております中泊町総合福祉健康センター、温泉つきの施設であります。この完成の際には、その施設を中心とした寝たきりにならないための運動の支援ですとか、集まる場所ですとか、そういう機能を持たせた場所づくりにも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、人口減少及び重要課題に係る取組についてお答えをさせていただきました。この人口が減るということは、なかなかこれを止めるというのは難しいと私自身も認識してございます。今後人口を増やすことは簡単ではないというふうな認識でございまして、だからこそ、であればこそ、漁業と農業でしっかり食える、我々の強みである一次産業でしっかりと食える地域を目指し、そこで経済を成り立たせるということが安心して暮らしていける地域をつくるということにとっては一番大事なことはないかなと思っております。

人口を増やすことができないから諦めるのではなくて、現状をきちんと見据えて、取るべき対策をしっかりと講じながら進めていくことが重要なのではないかなと考えております。一次産業中心の当町においては、しっかりと食べて暮らしていけるということができるようになりわいの確立、地方でのあずましい暮らしというものを実現してみせるということが大事だというふうに認識してございます。

そのために、様々な取組を進めながら、結果として移住、定住、そ

れから関係人口、観光とかでつくるわけですが、関係人口を増やすことにつながるのだというふうに考えてございます。

人口が減っていったときに、ただそれを嘆くのではなくて、その人口規模に応じた暮らし方、暮らしの環境を整えると、いち早く減った人口に対応できるような地域をつくるということが大事だというふうに思っております。それがこの町が進める希望の町につながるのではないかなというふうに認識してございます。

続きまして、コロナ禍における観光戦略の考え方についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、昨年はコロナの影響によりまして、なかどまりまつり、中止せざるを得なかったわけでありまして。しかしながら、その一方で感染拡大防止に最大限の配慮をしながら、ビーチサッカーフェスタやらさせていただきました。宮越家離れ、庭園の試験公開もやらさせていただきました。青森市でのイガ米〜きてけフェア、それからめえものフェアもやらさせていただきました。感染防止、感染予防に取り組みながらやっていく、やれるものはやっていく、どうすればやれるのかを考えていくということが大事なのではないかなと考えてございます。

こうしたコロナ禍ではございましたが、先ほど申し上げましたようなイベントでは、1万8,000人ほどの来場者が見られ、飲食店や小売店、出店者などの外貨獲得につながる効果があったものというふうに私自身も感じてございます。

来年度以降の観光戦略でございますが、イベントの実施や事業の展開については、現在町で昨年3月に策定した観光ビジョンに掲げてあるとおり、ニューツーリズム、着地型旅行商品というものがあるわけでございますが、この商品を我が町の強みである宮越家を中心とした大正浪漫という切り口で、観光振興を着実に展開していくための準備を怠りなく進めてまいりたいというふうに考えてございまして、その準備の一端が今年度国の地方創生臨時交付金などを活用した新たな生活様式に沿った店舗等の改修事業をやらさせていただきました。

実績は、10件で1,220万円の補助をさせていただいたわけですが、そのほか駅ナカの環境整備、駅ナカにエアコンとか、空気清浄機とか、換気扇とかを新たに整備したわけですが、あと観光PR看板、もう議員各位におかれても観光PR看板がきれいにな

ったというのを御覧いただいているものと思いますが、町内4か所整備をさせていただきました。それから、宮越家離れ、庭園のウェブサイト、ホームページちゃんと作りまして、また大変売行きのよかったお菓子、詩夢庵、これをお土産品の開発、缶バッジですとか、今北洋硝子さんと組んでグラスですとか、そういう商品の開発などもさせていただいております。

ウィズコロナ、コロナ禍の観光戦略としては、確かにオンラインや通信販売等での事業展開も有効な手法の一つであるというふうに考えているわけですが、町といたしましてはアフターコロナの備えとして、先ほど申し上げました弘前発の広域のDMOでございますクランピオニー津軽との連携などを見据えながら、町内の観光関連事業者が一体となって交流事業の拡大が図れる体制づくり、しっかりとした土台づくりが急務であろうというふうに考えてございます。

そこで、昨年来から観光ビジョン推進委員会で新たな組織の立ち上げについて検討していただき、先ほども申し上げました中泊町文化観光交流協会、今年1月26日に設立発起人会を発足させていただきました。文化の継承、観光の振興、国際交流の推進を目的とした一般社団法人を本年4月1日を目途に設立する予定としているところでございます。

4月からは、地域おこし協力隊、これは国がつくっている制度でございますが、こちらの隊員採用の予定もございまして、先日東京で面接をしてきたわけでありまして、しっかりとした人材の確保も行いながら、新協会が独自の旅行商品を取り扱い、多くの方々に来て、見て、買って、食べて、喜んでいただけるよう取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

国際交流のほうも積極的に推進し、外国人が訪れてもあずましい町、住民が誇れる町、選ばれる中泊町を目指して、観光振興、コロナ禍ではございますが、臆することなく推進してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 町長さんから、一次産業を踏まえたあらゆるジャンル

のもので考えをいただきました。ありがとうございました。

人口減少もそうだし、コロナの関係の観光戦略もそうなのですが、かなり難しい部分であるので、再質問というよりも確認していただきたいのは、やっぱりあずましい地域づくりに期待していると。それは、観光もそうだし、それを踏まえながら、私たちが議員でございますから、一緒に、共になっていい中泊町をつくっていくために努力していきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして成田議員の質問を終了します。

2番、今議員の質問を許可します。

今議員。

（2番 今 博子君登壇）

○2番（今 博子君） 2番、今博子です。ただいま議長より許可をいただきましたので、これからの中泊町の発展のため、多くの町民が期待と関心を持っている宮越家離れ、庭園について質問させていただきます。

昨年試験公開として11月に、またそれに先駆け、地域の皆さんにも理解を深めてもらうため、多くの方々に見ていただき、たくさんのご意見や感想をいただきましたが、誰もがすばらしいものだと納得していたように感じられました。

そして、一般公開では慣れない宮越家ボランティアガイドの会の皆さんが日々勉強し、努力を重ね、貴重な町の宝物を傷つけることなく、無事終えることができました。しかし、そこからの課題も多く見つかりました。

また、あくまでも個人の所有物であることから、公開してくれることを感謝し、大切に扱いながら、携わる人誰もが細心の注意を払い、宮越家離れ、庭園を案内できることを誇りに思い、ガイドに取り組んできました。

そこで、1つ目の質問ですが、宮越家離れ、庭園の老朽化、劣化等が見られるが、持続可能な保存、そして活用の体制を確立していくため、修理や維持管理など、どのように進めていく考えなのかお伺いします。

この質問においては、以前塚本議員よりも行われましたが、一般公開が行われ、新たに気づいた点も多々増えたものと思われることから、

具体的な対応策をお願いします。

2つ目に、大変貴重なものであることから、盗難や焼失、災害等の対応策はどのように考えているものなのかお伺いします。

3つ目に、地域住民の誇りとして継承されていくべきものであり、中泊町の歴史、文化としての財産である宮越家離れ、庭園を活かしたまちづくりの推進が求められているものと思っています。町では、文化の町、中泊町としてイメージを上げていくため、ブランド戦略を展開していくとしているが、宮越家離れ、庭園に関して、これからどのようなまちづくりの戦略を考えているものなのかお伺いします。

そして最後に、ボランティアガイドの方々のこれからについてですが、ボランティアガイドの方々は宮越家離れ、庭園に魅力を感じ、心から応援したいと思い、携わっていくことで、見た方の口コミなどにより、中泊町が広く普及啓発へとつながることを願っているわけであり、このボランティアガイドの会をこれからどのような立ち位置とし、どのような方向へと持っていこうとしているのかお伺いします。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（長利 司君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいま今議員のほうから、宮越家離れ、庭園に関する4点の質問を頂戴したというふうに受け止めてございます。4点のうち、宮越家の離れだとかお庭だとかの老朽化だとか、その維持だとか、保存だとか、そういう部分についての1番、2番の質問があったわけでありまして、この部分につきましては後ほど教育長のほうからご答弁をさせていただき、ボランティアガイドの会、大変お世話になったわけでありまして、今後どのようにボランティアガイドの会、様々協力をいただきながらやっていこうとする考え方なのかは、担当課長のほうからご答弁をさせていただくといたしまして、私のほうからはこの宮越家の離れ、庭園というものをうまく生かしたまちづくりと申しますか、今大正浪漫かほる中泊町というふうなキャッチコピーで、また進めさせていただいているわけでありまして、その部分につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

今議員におかれましては、宮越家の公開に当たって、ボランティア

ガイドの会会員として、昨年11月の一般公開等のときにも大変なお力添えをいただいたことに関しまして、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。また、傍聴においでボランティアで活動された方々に関しまして、この場を借りて御礼を申し上げたいというふうに思います。

議員ご承知のとおり、宮越家離れ、庭園の一般公開では、用意をさせていただいたマックスのチケットでございますが、4,185枚入場チケットを用意させていただいたわけですが、3,110名の方にお越しをいただいたと。率にいたしますと74.3%と、非常に多くの方々においでいただいたというふうに自身受け止めてございます。また、お越しいただいた方々からは、たくさんのお褒めの言葉、称賛のお声を頂戴しておることも、また事実であります。

今後の宮越家離れ、庭園を生かしたまちづくりの戦略ということになるわけですが、公開中に実施をさせていただいたアンケート調査、やらせていただいたわけですが、この結果を見ますと、まず来場者の方々の所属というか、属性でございますが、町内の方というのは5.1%、150名程度、町外であって県内の方々というのが多くて、88%、2,750名なわけであります。コロナ禍であったわけですが、県外からは6.9%、町民の5.1%を上回る6.9%、210名ほど県外からもおいでいただいたというのが総体的な属性の状況でございます。この県外の方々の中には、遠くは九州、熊本の方、それから四国、徳島県の方など、静岡とか、全国各地からお越しをいただいたわけであります。

しかしながら、先ほど来議論をさせていただいているとおり、コロナ禍ということで、ある程度ブレーキかかった部分は否めないのではないかなと思っております。逆に言いますと、県外からのお客さんは、このコロナの状況が、ワクチン接種が増えて静まってくれば、まだまだ期待できるのではないかなと、今後の情報発信の仕方の工夫、それから受入れ方の体制の工夫、これによってはまだまだ伸ばしていけるのではないかなというふうに期待をして、感じているところでございます。

また、町が設置をさせていただきました宮越家住宅・資料保存活用検討委員会の専門家の皆様の調査によりますと、宮越家の第9代当主、

は世界に向けて発信してまいりたいというふうに考えてございます。

そのための体制づくりとして、先ほども申し上げたわけでありますが、4月には一般社団法人中泊町文化観光交流協会を設立させていただき、国の地域おこし協力隊導入制度を活用しながら、旅行商品を町独自で開発し、販売できるような資格取得者や、アフターコロナで本県の観光需要復活が期待されるインバウンド対策要員として、語学が堪能な方を配置してまいりたいというふうに考えてございます。

先月25日には、当町に風力発電所を建設する企業、日本風力エネルギーという会社があるわけでありますが、1年間で最大5,000万円の寄附を20年間していただけるという協定を締結させていただきました。このことは報道されておりますので、ご存じのことと思いますが、その中にこの宮越家の離れ、庭園を守っていくために使ってほしいというふうなオファーもあるところでございます。

今後宮越家とは、10年ほどの長期賃貸借契約を交わしつつ、こういった財源を活用しながら、地域の光として磨き上げをしてまいりたいというふうに考えてございます。

今議員におかれましては、今後とも宮越家ボランティアガイドの皆さんとともに手を携えて、宮越家の応援をしていただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。私からのご答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 米塚教育長。

（教育長 米塚鈴子君登壇）

○教育長（米塚鈴子君） 今議員のご質問にお答えします。

まず、1つ目の宮越家離れ、庭園の持続可能な保存、そして活用の体制を確立していくため、修理や維持管理等をどのように進めていくのかについてお答えします。今議員ご存じのとおり、平成30年12月に宮越家離れ、庭園は、中泊町文化財に指定され、翌令和元年度から本格的に保存、整備に着手しているところでございます。

令和元年度には、地域代表や専門家によって構成された宮越家住宅・資料保存活用検討委員会を設置し、作業が進められ、公開活用部会、建造物部会、ステンドグラス部会、庭園部会の4部会ごとに検討を行い、これを基にしまして、それぞれ短期的整備方針及び中長期的整備方針を基本計画とした宮越家住宅・資料保存活用計画を昨年3月

に策定し、計画的に保存整備を進めてきているところでございます。

令和２年度は、一般公開に向けた整備ということで、庭園の復元整備として、園路、軒下整備、樹木の剪定、伐採、石造物の修理、そして池の底に堆積した土砂などを取り除く池浚渫等や、風雨雪や経年劣化から達磨堂を保護するための覆屋を仮設するなどの整備を行ってまいりました。

令和３年度から令和７年度までの５年程度は中期的整備ということで、県指定、そしてさらに国指定に向けた環境整備という形で進めていく予定でございます。

ただ、今議員ご指摘のように、離れ、庭園の老朽化、劣化等が見られることから、令和３年度の整備に当たっては、まず庭園整備として、昨年的一般公開で課題として挙げられました水はけの悪い見学園路の整備、２つ目が池に草が生い茂っていて、景観を損ねていた築山の裏の池の浚渫、そして３つ目が循環ポンプの埋設、４つ目が破損した石造物、灯籠の修復などを行う予定でございます。

次に、離れの整備としましては、一般公開時の反省を活かした離れ出入口の安全確保のための手すりの仮設、ガラス戸及び雨戸や障子戸の修復を行う予定となっております。令和４年度以降も破損状況等を踏まえ、専門家による指導の下、整備、修復をしてまいりたいと考えております。

続きまして、２つ目の盗難や焼失、災害等の対応策はどのように考えているのかでございますが、まず令和元年度には無人時や夜間の警戒のため、防犯カメラ、人感ライトをそれぞれ３か所に、そして赤外線センサー７台を離れに設置しております。また、侵入防止用の仮設フェンスを設置するなど、防犯対策を講じております。

次に、地震、暴風等の自然災害や火災時の対応については、消防法第８条第１項に基づいた防火管理計画書、消防計画書を令和３年度中に策定する予定でございます。消防計画書には、防火管理者及び火元管理者等を中心とした防火体制、連絡網を定めるとともに、予防管理や初期消火体制として自衛消防組織の編成、避難経路、防災教育及び訓練など、防災、防火管理に必要な事項を記載することとしております。

この計画書の策定に当たっては、消防署の皆さんと協議しながら、

よりよい防災、防火対策の在り方について、今後検討してまいりたいと考えております。

また、各種調査により、母屋、文庫蔵、米蔵など、離れ、庭園と切り離すことができない宮越家住宅自体が非常に重要な文化的価値を有することが判明しております。さらに、宮越家資料の予備調査により、全国の文化人との交流や所蔵品目録の存在、先ほど町長の答弁にもございましたが、日本画家、橋本関雪作庭の白沙村荘との関連性などが明らかになりつつあります。

これらの重要な文化遺産を確実に次代に継承していくためには、公開活用を今後も図りながら、本文化財そのものがつくられた経緯や存在する意義、例えば10年前の東日本大震災のときに、水や食料を求めて争うことなく並んで順番を待っていた日本人の姿が世界中から称賛されました。また、せんだってあるボランティアガイドさんとお話をする機会がございまして、そのときにも他を思いやるとか、他の人のことをおもんばかり、そういった日本人の心に触れたような、非常に感銘を受けました。そういった日本人の心や、ヨーロッパのステンドグラスとは違う日本文化のみやびに触れるなど、長期的かつ持続可能な方法で文化財指定や保存整備、今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 越野水産商工観光課長。

（水産商工観光課長 越野進一君登壇）

○水産商工観光課長（越野進一君） 私からは、今議員の4つ目のボランティアガイドの会についてのご質問にお答えいたします。

ボランティアガイドの会の皆様には、ガイド養成講座の受講をはじめ、ガイドシミュレーションへの参加など、お忙しい中の合間を縫って、昨年11月の一般公開に向けて準備に取り組んでいただきました。

また、町民内覧会、一般公開の30日間の本番では、寒い日や風の強い日など、悪天候の中でも町の指定文化財である宮越家離れ、庭園をどうにか町内外に広く知らしめたいと、おもてなしの心、熱い思いを持って活動していただき、ガイドの会の皆さんには大変感謝いたしております。

公開中に実施したアンケート調査の結果からも、ご来場いただいた皆様より、ガイドの説明が分かりやすく、親切な対応でよかった、皆

さんの笑顔、頑張りがすばらしかったと、ガイドの会の皆様を称賛する数多くの感想が寄せられておりました。

今年度は、1日10便、1便15名、1日最大150名のご来場者に対し、フル回転でご案内、ご説明にご尽力いただきましたが、来年度は2か月間の公開を計画していることから、ガイドの会皆様のご負担を軽減すべく、1日8便、1便10名、1日最大80名とし、さらにはご来場者のご意見も反映していくため、試験的に1日8便のうち、ガイドなしの時間帯を設けながら実施してまいりたいと考えております。

当課といたしましては、ガイドの会皆様の活躍なくして宮越家離れ、庭園の公開の成功はないと考えておりますので、今後も引き続き公開の先頭に立っていただきたく、おもてなしの心、宮越愛を保ちながら、ご来場者を迎え入れる体制づくり、会の結束力を高める活動に励んでいただきたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） 今回答をもらいまして、とてもうれしく思っています。

ただ、宮越家のガイドの方々は、まちづくりの一助を担っているものと自覚して取り組んでいく必要があると考えています。そのため、町長が言う人材づくりという視点からも、教養だけでなく、リスクへの素早い対応など、あらゆる知識を高めていかななくてはいけないことと考えています。しかし、まだAEDを触ったことのない方や、また観光客が倒れたり、大雨で転んだりした場合の対応策など、学ぶべきことがたくさんあるわけです。ただいま教育長よりも消防署との連携が大切であると言っていました。これはやはりボランティアの会とも密に連絡を取り合わないといけないことかと思っています。

そのため、これからも事務局となる担当の方々には、ボランティアガイドの会の成長のため、忙しいのは十分に承知しますが、窓口となって、共に取り組んでいけるような時間を多くつくってもらえないでしょうか。一応これが私からのお願いです。

以上、ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして今議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 03 分

第1回中泊町議会定例会

令和 3年 3月12日（金曜日）

○議事日程 第3号

- 1 報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第16号について)
- 2 報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第17号について)
- 3 報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第18号について)
- 4 議案第 2号 令和3年度中泊町一般会計予算について
- 5 議案第 3号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 6 議案第 4号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 7 議案第 5号 令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 8 議案第 6号 令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 9 議案第 7号 令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 10 議案第 8号 令和3年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 11 議案第 9号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 12 議案第10号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- 13 議案第11号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 14 議案第12号 中泊町野菜集出荷予冷施設条例の一部改正について

て

- 1 5 議案第 1 3 号 中泊町野菜育苗施設条例の一部改正について
- 1 6 議案第 1 4 号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 1 7 議案第 1 5 号 中泊町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 1 8 議案第 1 6 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 1 9 議案第 1 7 号 中泊町ふれあい運動場条例の一部改正について
- 2 0 議案第 1 8 号 中泊町後継者等育成基金条例の廃止について
- 2 1 議案第 1 9 号 中泊町診療所条例の廃止について
- 2 2 議案第 2 0 号 令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 1 9 号について
- 2 3 議案第 2 1 号 令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号について
- 2 4 議案第 2 2 号 令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- 2 5 議案第 2 3 号 令和 2 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- 2 6 議案第 2 4 号 令和 2 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- 2 7 議案第 2 5 号 令和 2 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について
- 2 8 議案第 2 6 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 2 9 議案第 2 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 3 0 議案第 2 8 号 中泊町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 3 1 議案第 2 9 号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定について
- 3 2 議案第 3 0 号 主要農業施設に係る指定管理者の指定について
- 3 3 議案第 3 1 号 町営住宅使用料の債権放棄について
- 3 4 議案第 3 2 号 中泊町過疎地域自立促進計画の変更について
- 3 5 議案第 3 3 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団

体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

- 3 6 発議第 1 号 中泊町議会会議規則の一部改正について
- 3 7 発議第 2 号 中泊町議会災害対策本部設置要綱の制定について
- 3 8 発議第 3 号 議員派遣について
- 3 9 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○追加議事日程（第 3 号の追加）

- 1 議案第 3 4 号 令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 2 0 号について
- 2 議案第 3 5 号 工事請負変更契約の締結について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 田 中 洋 君 | 2 番 今 博 子 君 |
| 3 番 成 田 直 人 君 | 4 番 秋 元 隆 君 |
| 5 番 塚 本 悦 子 君 | 6 番 荒 関 富 雄 君 |
| 7 番 秋 田 博 君 | 8 番 川 山 光 則 君 |
| 9 番 青 山 雅 晴 君 | 1 0 番 沖 崎 勲 君 |
| 1 1 番 野 上 憲 幸 君 | 1 2 番 野 上 祐 一 君 |
| 1 3 番 長 利 司 君 | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長 | 横 野 彰 吾 君 |
| 教 育 長 | 米 塚 鈴 子 君 |
| 代表監査委員 | 葛 西 昭 文 君 |
| 総 務 課 長 | 葛 西 成 芳 君 |
| 財 政 課 長 | 毛 内 康 裕 君 |
| 総合戦略課長 | 三 上 晃 瑠 君 |
| 税 務 課 長 | 太 田 光 平 君 |
| 町 民 課 長 | 山 中 哲 哉 君 |

福 祉 課 長	木 元 剛 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	加 藤 孝 典 君
教 育 次 長	成 田 勝 輝 君
総 務 学 務 課 長	藤 田 康 久 君
会 計 課 長	下 山 貴 子 君
上 下 水 道 課 長	阿 部 明 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 越 裕 子 君
総 務 課 行 政 情 報 係	木 村 将 師 君
総 務 課 行 政 情 報 係	佐々木 一 哉 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 報告第2号

- 議長（長利 司君） 日程第1、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

- 財政課長（毛内康裕君） 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和3年1月20日付で専決処分をいたしました専決第2号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第16号であります。除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億6,318万円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

それでは、最初に歳出についてご説明申し上げます。5ページを御覧願います。3、歳出。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目除雪対策費、12節委託料に町道除雪委託料として3,000万円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入では、歳出の関連において、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に今回の補正財源として3,000万円を計上しております。

以上、令和2年度中泊町一般会計補正予算第16号についてのご説明といたします。

- 議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

◎日程第2 報告第3号

○議長(長利 司君) 日程第2、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長(毛内康裕君) 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和3年1月28日付で専決処分をいたしました専決第3号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第17号であります。除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億1,318万円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧願います。3、歳出。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目除雪対策費、12節委託料に町道除雪委託料として5,000万円を計上いたしてお

ります。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入では、歳出の関連において、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に今回の補正財源として5,000万円を計上いたしております。

以上、令和2年度中泊町一般会計補正予算第17号についてのご説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

◎日程第3 報告第5号

○議長（長利 司君） 日程第3、報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和3年2月15日付で専決処分をいたしました専決第5号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第18号であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保及び国有林野借り上げに係る債務負担行為補正を追加するため、所要の予算補正を要することから専決処分をしたものであります。

2 ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 6 2 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 0 億 2, 2 8 0 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。6 ページを御覧願います。3、歳出。第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 1 0 目緊急対策費、8 節旅費から 1 7 節備品購入費まで、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保の準備経費として、合計 9 6 2 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2、歳入では、歳出の関連において、第 1 4 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 3 目衛生費補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 9 6 1 万 1, 0 0 0 円を計上し、第 1 8 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金に今回の補正財源として 1 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明いたします。4 ページを御覧願います。第 2 表債務負担行為補正、1、追加については、小泊一般廃棄物最終処分場残土処理用地国有林野借上料及び教員住宅用地国有林野借上料について、本年度で契約の締結を要するものについて追加設定するものであります。

以上、令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 1 8 号についてのご説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第 5 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第2号から日程第10 議案第8号まで

○議長(長利 司君) 日程第4、議案第2号 令和3年度中泊町一般会計予算についてから日程第10、議案第8号 令和3年度中泊町水道事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

本予算については、予算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

青山委員長。

(予算特別委員長 青山雅晴君登壇)

○予算特別委員長(青山雅晴君) 去る3月4日の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案第2号から議案第8号までの令和3年度中泊町一般会計歳入歳出予算及び各特別会計歳入歳出予算について、3月10日及び11日の2日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長(長利 司君) 委員長報告が終わりましたので、これから令和3年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、荒関議員。

○6番(荒関富雄君) 宮越邸の維持管理についてなのですが、さきの一般質問のご答弁の中で10年間ぐらい貸借して、これから維持管理されていくと。観光面においては、何か一般社団法人云々というお話がございましたので、そこいら辺、もう一度どのような構想なのか詳しく聞かせていただければと思うのですが、10年間借り上げというのも初めて耳にしましたし、また観光面において、一般社団法人に云々というお話も初めて耳にするわけですので、そこいら辺、どのような構想をお持ちなのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長(長利 司君) 濱館町長。

○町長(濱館豊光君) 宮越家の財産の管理についてであります。このことに

関しましては、今議会においても、今荒関議員のほうからもお話があったとおり、今議員の一般質問に対して答弁の中でお話しさせていただいたわけではありますが、今お尋ねの賃貸借の話、それから社団法人の話についてお答えをしたいと思います。

宮越家につきましては、保存活用検討委員会、専門家の皆さんにどういうふうにして保存、活用していけばいいのかというご議論をいただいている中で、まず国指定、県指定、指定文化財としての指定を受けていくべきではないかということで、そのために求められる整備については、かなり長期間の時間をかけて整備していかなければいけないのだろうというふうに考えているところであります。

とはいうものの、これは文化庁のほうでも、大分前から問題になっているようなのですが、文化財指定をした場合の維持保存についての責務については、文化財そのものの持ち主に負担がかかるということで、なかなか文化財の維持が難しくなってきたというのが現状の課題のようなのです。そのことを宮越家に当てはめると、宮越家自身があつた文化財を守るために経費を負担していかなければいけない。仮に、県指定、国指定になったとしても、補助率2分の1なり、3分の1なりの中で個人がお金を負担しながらでないと維持していけないという現状のスキームがあるわけでありまして。

そこをどうやればクリアできるのかということで、前々から今一時的に公開するための整備については、宮越家と町が権利関係の覚書を交わしながら公金を投入して、一般公開に耐え得る整備をしてきたのですが、今後文化財としての指定を受けたときに、求められる維持保存に費やす経費を町がずっと個人財産に対して投資していくというのは、やっぱり問題があるのだろうなということで、国の補助等を受けて、町がやれるような形にするための一つの方策として、今この10年間のというか、長期間の賃貸借によって町が管理していく形を取れば、国のほうから補助を受けてやっていけるのではないかとということで考え出しているやり方でございます。まだ決まったものではなくて、今宮越家のほうと協議をしながら、どういう形にすれば、長期間の整備計画というのが実現できるのか考えているところであります。

宮越家の財産については、そういう形でやっていくのが今のところベターな方法なのかなということなのですが、この宮越家も含めた、

例えば小泊にある太宰の「津軽」の像記念館だとか、そういう観光資源、様々なものを活かしながら、観光客に回っていただく、各地を回っていただくコースをつくったり、各関係機関と協議をしたりしていくための組織として、外につくっていかようとしているのが社団法人文化観光交流協会ということでありまして、観光の部分だけでなく、今我が町に100名を超える外国人の方々が技能実習生としてお越しいただいております。彼らの一番の課題は、地域の方々との交流だとか、日本語、日本の文化への理解だとか、そういうことを進めていかなければいけない。そのことを担う団体としても、文化観光交流協会を位置づけていきたいなということなので今動いているということになります。

以上であります。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 何か一般質問では、若干答弁が足らなかったのかなと思ってお聞きしたのですけれども、国及び県の指定管理になって、文化財の保護、本当に覚書等を交わすときに、十和田の例があるのです。ですから、決してそのような形にならないようにやっていただければと思います。宮越邸をずっと整備し、維持していくことには、町民みんなも関心を持っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

8番、川山議員。

○8番（川山光則君） 今般大変、今日も補正予算、除雪について2つほど載っていましたがけれども、小泊の雪も大したもので、一度副町長ともちょっとだけ話をしたのですけれども、小泊の下前地区の除雪のことについてと、これは町と直接関係していませんけれども、漁協の前のほうの除雪、2つだけお話ししたいと思います。

下前地区の雪が余ってしまって苦情があって、二、三件ありまして、ちょっと伺ったら、あそこ下前の中、一応国道になっていまして、何か大きいブルで一回にだっとやるのでなければ、なかなか除雪かけられないのだと、そういう答えがありまして、いやいや、それでは住民が困ってしまうのだと。特に狭い道路なところで、事情は分かるのですけれども、それで困ってしまう。前からそういうことがあったらしいのだけれども、聞いたのは、私今回初めてで。できれば、国道です

から、県のことになりますので、県とうまく話をしながら、除雪の体制の見直し、あそこはどうしても小さいブルでないと、除雪は不可能だと思いますので、そこら辺、いい方法でやっていただきたいと。

それから、小泊の漁港内の、あれは漁港事務所の管轄だと前に聞いたのですけれども、あそこの除雪、何だか知らないけれども、片側通行みたいになってしまうのです。何でああいうふうにするのか、松だのおがっているせいであっちに寄っていけないのかどうか分からないけれども、あまり急なカーブではないのですけれども、ちよくちよくあそこでぶつかるようになるのです。だから、これは漁港事務所だんで、それも県になるのだかもしれないけれども、ここの除雪をちゃんとやらしてもらわないと、あそこ本当に通りが激しくて、もちろん下前もそうなのですけれども、毎年降る雪ではないかもしれないのですけれども、ぜひここら辺は町のほうで県のほうに話をして、いいようにやっていただきたいなと思います。

よろしくお願いします。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 川山議員の除雪の関係でございしますが、今年、雪が多かったので、特に議員おっしゃるとおり、下前地区の狭い通り、磯野旅館のところを下がっていくところとか、大変なところ、それから漁港のほうの大きい道路でありながら狭くなっているところを私も行って、そう思ったのですが、今、議員のほうからお話あったとおり、道路それぞれ管理者が分かれておりまして、なかなか町だけで全部けりをつけるというわけにはいかないものですから、県は県の管理のところにお話をさせていただきますし、県道の部分もきちんとやるようにお話をさせていただきますと思っております。

今年みたいな雪の状況になると、なかなかどこでどういうふうな状況になっているのかが情報が集まらなくて、私も今町長室に町の図面ずっと貼って、どの道路はどこの管轄になっているのだというのをちゃんと明記しながら、皆さんから問合せがあったときに、すぐ業者のほうにも連絡できるような体制を取らせていただきました、今年は。来年は、もっとシステムの的にちゃんと対応できるような形を工夫しながら考えていきたいというふうに思っております。

以上でございします。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

青山議員。

○9番（青山雅晴君） 今年は、短期間でかなりの大雪が降りましたが、これについてちょっと、内潟地区と武田地区から、私、何とか町に話してもらえないかと。ということは、短期間に降ったものだから、業者の方、なかなか除雪が追いつかないと。だから、業者いっぱいあるのだから、もうちょっと細かく区割りして、そしてできないものかと。時間早く出れば、それなりに終わるのだけれども、出勤、登校する人たち、やぶの中こいで歩かなければならないと。それひとつ考えてもらいたい。

それともう一つ、昨年うちのほうで火災がありました。それで、たまたまその火災の近くに消火栓がありまして、内容はちゃんと聞いていなかったのだけれども、消防署員の方がちょうど小泊に勤務で向かう途中で早期に発見して、初期作業をして、村でも出ていかないのに、町の消防、何ぼ早いばってあったところで、たまたま通って火災を発見したところで、消防署員なので早期に、1軒で終わりましたけれども、隣同士、何ぼかこぼけだてばあれだけれども。

それともう一つ、今消火栓、うちのほうの今泉にすれば、信号のところ、1つと、上の担当医のところ、しか消火栓ないわけです。だから、その途中で消火栓があれば、火災が発生したとき対処できるのではないかなということをおっしゃったので、ひとつ私下高根の野上議員の向かいのあそこ、たまたま買収かかって、いい消火栓できたなと思って見ていましたけれども、それひとつ要望とお願いでございます。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） また、除雪の問題であります。これ議員の皆さんとも一度ご相談をしなければと思っていたのですが、例えば夏場の道路と冬場の道路、これ全く同じ、要するに利便性を確保するとなると、相当の経費がかかると思うのです。だから、幹線は別にして、例えば武田地区であれば、地区と地区の移動の道路だとか、どこを確保して、どこを要するに諦めるのかということも今後検討していかなければいけないのかなと。今年も通行止め何度かやらせていただいた場所もあるのですが、その代わり別ないわゆるアキシン道路と言われているところは通れるようにするとか、そういうめり張りもちよっと考えてい

かなければいけないのかなと、今年の大雪で改めて痛感をしているところでもあります。来年は、先ほども申し上げましたとおり、よりシステムの効率的に除雪もできるように、生活道路を確保できるように考えていきたいと思っていました。

それから、消火栓の話なのですが、確かに火災発生したときに消火栓、水の確保ができなければ、消火活動できないわけですので、常に家の建っている状況と水の確保、消火活動ができる体制というのを取らなければいけないと思いますので、そこも川から取水できる場合は、それでいいでしょうし、そういうことを考えながら消火栓の位置についてもきちっと検討してまいりたいなと思っております。

○議長（長利 司君） 青山議員。

○9番（青山雅晴君） 今10番議員から、委員長そんなに質問するもんだなと言われたが、町民から言われたので、ちょっとひとつ耳に挟んでもらって、前に今泉で1軒で済むものが、ちょうど水道工事やっていて、川にも水ない、そういうことで3軒焼失したことがありますので、それをひとつお願いして、答弁はいいです。よろしく。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第2号から議案第8号までを一括して採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第8号については委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長（長利 司君） 日程第11、議案第9号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

葛西総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） 議案第9号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの7ページを御覧ください。この条例の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、非常勤特別職の職名、報酬額等を明確にするため、条例の一部を改正するものです。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧ください。別表第1の報酬額を全部改正するもので、次の2ページを御覧ください。これまで別表第1に表記されていない委員会等は、表左側、現行下段の「上記以外の各種委員会等」に含め報酬額を定めておりましたが、改正案では、地方自治法第3条第3項第2号に該当する、現在組織されている委員会等の名称を明確化したもので、表右側中段の教育委員会の次から新たに追加及び報酬額で並び替えたものです。

5ページを御覧ください。別表第1の最後の職名の欄に、「上記以外の地方公務員法第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に掲げる特別職の職員」、報酬額の欄に「予算の範囲内で任命権者が定める額」に改め、備考の文言を整理しております。

次に、別表第3、費用弁償の額を全部改正するもので、次の6ページを御覧ください。表左側、現行の最後、「上記以外の各種委員会等」を改正案では、地方自治法第3条第3項第2号に該当する現在組織されている委員会等の名称を明確化したもので、表右側の上段の教育委員会の次から新たに追加するものです。

8ページを御覧ください。別表第3、改正後の最後の職名の欄に「上記以外の地方公務員法第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に掲げる特別職の職員」に改め、次のページ上段の備考の文言を整理しております。

なお、本条例の改正によって、現在組織されている委員会等の報酬及び費用弁償の支給額が変更されることはなく、現状に合わせた改正となります。

以上で議案第9号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長（長利 司君） 日程第12、議案第10号 中泊町介護保険条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 議案第10号 中泊町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの15ページを御覧ください。今回の条例改正は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期中泊町介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の改定及び地方税法等の改正に伴う条文の整備をするため、条例の一部を改正するものであります。

第8期計画の策定に当たっては、サービス受給者数の見込みや近年の給付実績等を基に、今後3年間で見込まれる給付費を推計し、保険料については、急激な上昇を抑えるための介護給付費準備基金の取崩し、こちら計画期間3年間で4,000万円の取崩しを見込んだ上で算出しております。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。条例等新旧対照表の9ページを御覧ください。第2条第1項を御覧ください。新たな保険料率は、令和3年度から令和5年度の介護保険料

に適用される旨改正しております。

第1号では、所得段階第1段階の保険料について、年額3万8,700円から4万1,940円に改定しております。

第2号及び第3号では、第2段階と第3段階の保険料について、現行の5万8,050円から6万2,910円に改定しております。

第4号では、第4段階の保険料について、6万9,660円から7万5,492円に改定しております。

第5号では、第5段階の保険料について7万7,400円から8万3,880円に改定しております。

第6号では、第6段階の保険料について9万2,880円から10万656円に改定しております。

第7号では、第7段階の保険料について10万620円から10万9,044円に改定しております。

第8号では、第8段階の保険料について11万6,100円から12万5,820円に改定しております。

第9号では、第9段階の保険料について13万1,580円から14万2,596円に改定しております。

第2項から第4項までは、令和3年度から令和5年度までの低所得高齢者の保険料の軽減に係る改正であります。

第2項は、所得段階第1段階の保険料の軽減についての改正であります。第1段階の保険料4万1,940円から1万6,776円軽減し、軽減後の年間保険料を現行の2万3,220円から2万5,164円に改めるものであります。

10ページを御覧ください。第3項は、第2段階の軽減後保険料を6万2,910円から2万970円軽減し、現行の3万8,700円から4万1,940円に改めるものであります。

第4項は、第3段階の軽減後保険料を6万2,910円から4,194円軽減し、現行の5万4,180円から5万8,716円に改めるものであります。

附則第6項の改正は、地方税法等の改正において、延滞金を算出する際に用いる割合の名称が、特定基準割合から延滞金特例基準割合に改められたことから、条文の整備をするものであります。

提出議案書つづりの16ページ下段、附則を御覧ください。本条例

は、令和3年4月1日から施行するものであります。ただし、附則第6項については、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用することとしております。

また、改正後の附則第6項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、その前の延滞金については、改正前の規定を適用するものであります。

以上、議案第10号 中泊町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

○議長（長利 司君） 日程第13、議案第11号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 議案第11号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの17ページを御覧ください。今回の条例改正は、令和3年1月に公布された省令、指定居宅サービス等の事業の人員、

設備及び運営に関する基準等の一部改正に対応するものであります。

次の18ページを御覧ください。本条例は、第1条から第4条までの構成となっており、第1条が中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

31ページを御覧ください。下段のほうになります。第2条が中泊町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正。

37ページを御覧ください。こちらも下段のほうになります。第3条が中泊町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正。

40ページを御覧ください。こちら中段になります。第4条が中泊町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となっております。

本条例の主な改正内容について、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。まずは、第1条の改正についてご説明申し上げます。条例等新旧対照表の13ページを御覧ください。新たに追加された第32条の2第1項では、感染症や災害の発生時において、事業者がサービスの提供を継続できるよう業務継続計画を策定し、必要な措置を取ること。そして、第2項では、業務継続に向けた研修、訓練を行うことが義務づけられる改正内容となっております。

第33条第3項では、事業者に対し、感染症の発生及び蔓延防止に向けて必要な措置を講じるよう改正されております。

次のページを御覧ください。第40条の2では、事業者に対し、高齢者虐待の防止の推進について、必要な措置を講じるよう規定が追加されております。

なお、これら3点の改正は、第2条から第4条の条例において対象となる事業について同様に改正されております。

19ページを御覧ください。第59条の13第3項では、認知症対応力向上のため、事業者に対し、従業者が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務づける改正内容となっております。

この改正は、第2条の条例で対象となる事業について同様に改正されております。

第4条の改正についてご説明申し上げます。61ページを御覧ください。第6条第2項では、本来主任介護支援専門員、主任ケアマネジャーのことであります。であることが要件とされている居宅介護支援事業所の管理者について、やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができる旨改正されております。

66ページを御覧ください。附則第3で、第6条第2項の規定に関し、令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者となっている事業所で、その管理者が引き続き事業所の管理者である場合に限り、主任介護支援専門員が事業所の管理者でなければならないという要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する改正内容となっております。

提出議案書つづりの43ページを御覧ください。附則第1条は、施行日についての規定であります。本改正は、令和3年4月1日を施行日とし、次のページを御覧ください。第4条の条例附則第2項の改正規定の施行日を公布の日からとする旨規定しております。

附則第2条から第9条までについては、高齢者の虐待防止に向けた措置や認知症の基礎研修の義務化など、改正の一部について3年間経過期間を設け、努力義務とする内容となっております。

以上、議案第11号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号

○議長(長利 司君) 日程第14、議案第12号 中泊町野菜集出荷予冷施設条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

農政課長。

○農政課長(古川幹人君) 議案第12号 中泊町野菜集出荷予冷施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの47ページを御覧願います。今回の条例改正は、令和3年度指定管理者の廃止に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。恐れ入りますが、新旧対照表の66ページを御覧願います。第2条の表中、「中泊町大字八幡字日向320番地」を「中泊町大字八幡字日向320番地1」に改め、第3条中、町長は、常に良好な状態において施設を管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならないに改め、第4条及び第5条第1項中「指定管理者」を「町長」に改めます。

67ページを御覧願います。第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を削り、第10条を第8条とします。また、別表を削り、改めるものです。

なお、本改正は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上、議案第12号 中泊町野菜集出荷予冷施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号

○議長（長利 司君） 日程第15、議案第13号 中泊町野菜育苗施設条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 議案第13号 中泊町野菜育苗施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの49ページを御覧願います。今回の条例改正は、令和3年度指定管理者の廃止に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。恐れ入りますが、新旧対照表の68ページを御覧願います。第2条の表中、「中泊町大字八幡字日向320番地」を「中泊町大字八幡字日向320番地1」に改め、第3条第2号中、「4,956平方メートル」を「3,956平方メートル」に改め、第4条第1項を削り、同条第2項中、「前項の規定により、」を削り、「指定管理者」を「町長」に改め、同項を同条とし、第5条中「指定管理者」を「町長」に改め、第6条中「指定管理者」を「利用者」に改めます。第7条を削り、第8条を第7条に改めるものであります。

なお、本改正は、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第13号 中泊町野菜育苗施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 確認しますけれども、場所というのは、日向の320番地を1と2に分けたと思うのですけれども、約1,000平米はどこにいったのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、それと具体的な場所、どこになるのですか。

○議長（長利 司君） 農政課長。

○農政課長（古川幹人君） まず、1,000平米は、事前に今の新農協が建った時点で売っております。位置については、俗に言う青果連施設、その施設と、隣にあるハウス、今現在残っているハウス全体の場所でございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号

○議長（長利 司君） 日程第16、議案第14号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 議案第14号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書つづりの51ページを御覧願います。道路法及び道路法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものであります。

改正の主なものは、道路占用料の額の改定と条文の追加であります。

恐れ入りますが、新旧対照表 69 ページをお開き願います。第 4 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に、「町長が認めた占用物件」を「認められる占用物件で規則で定めるもの」に改め、同号を同条第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、同号の前に第 3 号として 1 号加えております。

第 4 条第 1 号中「法第 35 条に規定する事業及び」までを削り、同号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として 1 号を加えております。

占用料の改定については、3 年に 1 度の定期的な土地評価額の評価替えなどにより、国及び県に準じて改定するものです。69 ページから 73 ページの別表のとおりとなっております。

71 ページを御覧願います。第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設、自動運転補助施設の占用料が追加になっております。今回の占用料の改定は、全体的に多少の増額となっております。

以上、議案第 14 号 中泊町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 15 号

○議長（長利 司君） 日程第 17、議案第 15 号 中泊町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 議案第15号 中泊町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書つづりの56ページを御覧願います。道路法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものであります。

恐れ入りますが、新旧対照表の74ページをお開き願います。第33条中「、さく」を「、自動運行補助施設、柵」に改めております。

現行の第44条を第45条と改め、第44条に歩行者利便増進道路についての規定を新設しております。

以上、議案第15号 中泊町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第16号

○議長（長利 司君） 日程第18、議案第16号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題にします。本案について担当課長に説明を求めます。

葛西総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） 議案第16号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの５８ページを御覧ください。この条例の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図ること及び消防団員の退職について規定することにより、手続を明確にするため、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の７５ページを御覧願います。第６条中第１号「成年被後見人又は被保佐人」を削り、第２号を第１号とし、第３号の免職は、「懲戒免職」に限定して第２号とし、第４号を第３号に繰り上げます。また、第１８条には、「退職」の規定を加え、「退職報償金」の規定である第１８条を第１９条に繰り下げるものです。

なお、この条例は、令和３年４月１日から施行するものです。

以上で議案第１６号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第１６号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第１７号

○議長（長利 司君） 日程第１９、議案第１７号 中泊町ふれあい運動場条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

成田教育次長。

○教育次長（成田勝輝君） 議案第１７号 中泊町ふれあい運動場条例の一部

改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、こども小・中学校建設に伴い、小泊ふれあい運動場を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表 76 ページを御覧願います。左側が現行の条文で、下線部分が削除する部分でございます。第 2 条表中の名称「中泊町小泊ふれあい運動場」、位置、「中泊町大字小泊字砂山 1 0 7 6 番地 1」、別表第 1 「施設」中、第 2 号「小泊ふれあい運動場」、別表第 2 「使用料」中、77 ページを御覧願います。第 2 号「小泊ふれあい運動場」をそれぞれ削除するものでございます。

以上、議案第 17 号 中泊町ふれあい運動場条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 18 号

○議長（長利 司君） 日程第 20、議案第 18 号 中泊町後継者等育成基金条例の廃止についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 議案第 18 号 中泊町後継者等育成基金条例の廃止についてご説明申し上げます。

議案つづりの62ページを御覧願います。中泊町後継者等育成基金条例は、中泊町に定住し、地域活性化を担う後継者等を育成し、活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的に適切な事業に対して運用を行ってまいりました。

この基金は、誕生祝金等の財源としておりましたが、平成20年度以降は、基金残高が減少し、一般財源から支出しており、活用されていない状態となっております。また、現在町では、中泊町移住支援金など、移住定住推進体制の現状に即したそのほかの事業も展開しております。以上のことから、条例の廃止を提案するものであります。

なお、条例廃止後の当該基金の残高7万2,436円については、3月補正予算において、財政調整基金繰入金に充当することといたしております。

以上で議案第18号 中泊町後継者等育成基金条例の廃止についてご説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第19号

○議長（長利 司君） 日程第21、議案第19号 中泊町診療所条例の廃止についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 議案第19号 中泊町診療所条例の廃止について
ご説明申し上げます。

提出議案書つづりの64ページを御覧願います。今回の条例の廃止は、武田診療所が令和2年3月31日をもって閉所になったことから、用途を廃止するため提案するものであります。

武田診療所については、地域医療確保のため公設民営の運営形態で診療を続けてきましたが、医師等の高齢化等の理由により、閉所となりました。また、これまで建物内の整理を行い、令和3年度予算に備品等の撤去に伴う経費を計上しております。

今後行政財産から普通財産への所管替え手続を行うことから、中泊町診療所条例を廃止するものであります。

以上で議案第19号 中泊町診療所条例の廃止についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第20号

○議長（長利 司君） 日程第22、議案第20号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第19号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 議案第20号 令和2年度中泊町一般会計補正予

算第19号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,513万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億5,793万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。19ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第3目財政管理費、12節委託料で契約実績により374万円を減額し、20ページを御覧願います。第14目財政調整基金費、24節積立金に財政調整基金積立金3億7,536万8,000円計上しております。

21ページを御覧願います。第22目緊急対策費、17節備品購入費に新型コロナウイルス感染症対策として、パルナス及び小泊支所に設置予定の空気清浄機購入経費227万1,000円を計上しております。

22ページを御覧願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、27節繰出金に介護給付費の増などに伴い、介護保険特別会計の繰出金、合計で440万円を計上しております。

23ページを御覧願います。第4目重度心身障害者医療費、19節扶助費で634万4,000円減額しております。第6目障害者福祉費、19節扶助費に自立支援医療給付費や障害者自立支援給付費など、合計1,733万円を計上しております。第7目老人福祉施設費、19節扶助費で250万円減額いたしております。

第2項児童福祉費、24ページを御覧願います。第2目児童措置費、19節扶助費において、児童手当853万5,000円減額しております。

25ページを御覧願います。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、27節繰出金で国民健康保険特別会計事業勘定繰出金については、保険基盤安定から財政安定化支援事業まで、額の確定により、合計241万2,000円を減額し、診療施設勘定繰出金に1,805万5,000円を追加計上しております。繰出金の合計額は1,564万3,000円となっております。第5目老人保健

対策費、12節委託料で集団健診等及び養成講座開催委託料、合計530万4,000円減額しております。

26ページを御覧願います。27節繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金の額の確定により、合計960万1,000円を減額しております。第10目緊急対策費、12節委託料及び19節扶助費において、新型コロナウイルス感染症対策として無料としたインフルエンザ予防接種について件数減のため、合計で573万円減額しております。

28ページを御覧願います。第6款農林水産業費、第1項農業委員会費、第1目農業委員会費、1節報酬で、水田のあっせん件数の増により、農業委員報酬212万8,000円計上いたしております。

29ページを御覧願います。第2項農業費、第2目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金で稲わら有効利用推進事業から環境保全型農業直接支払交付金まで、合計274万1,000円減額しております。

30ページを御覧願います。第7目農業経営基盤強化促進事業費、18節負担金、補助及び交付金で農業次世代人材投資資金から強い農業・担い手づくり総合支援事業まで、合計252万3,000円減額しております。

第8目緊急支援対策費、18節負担金、補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症対策で実施した農業経営基盤支援事業給付金において、該当者がなかったため3,160万円減額しております。

第4項農地費、第1目農地総務費、12節委託料で該当するため池が減となったため、ため池防災マップ作成委託料220万4,000円を減額しております。

第2目土地改良費、31ページを御覧願います。18節負担金、補助及び交付金で国の補正予算に係る事業として、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金1億1,770万2,000円を計上しております。

第6項水産業費、32ページを御覧願います。第4目緊急支援対策費、18節負担金、補助及び交付金で新型コロナウイルス感染症対策で実施した魚価低迷等減収漁業者支援事業給付金において、申請件数が少なかったことにより1,260万円減額いたしております。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工費、18節負担金、補助

及び交付金で新型コロナウイルス感染症防止対策により、実施しなかったため、まつり実行委員会補助金273万4,000円を減額しております。

33ページを御覧願います。第4目緊急経営支援対策費、18節負担金、補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症対策として実施した新しい生活様式対応店舗等改修からものづくり企業雇用継続支援金まで、合計2,955万円減額しております。申請件数の減によるものでございます。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費、14節工事請負費において、国の補正予算に係る事業として、折戸下前線のり面補修工事第2期工事費1,397万5,000円を減額し、第3期分として4,900万円計上いたしております。

34ページを御覧願います。第3目防雪対策費、14節工事請負費で事業費の確定により、370万5,000円減額し、第4目橋梁維持費、12節委託料で国庫補助金の減額により当初予定していた事業が行われなかったため1,200万円減額しております。

35ページを御覧願います。第5項住宅費、第2目住宅建設費、12節委託料から14節工事請負費まで、契約実績に基づき、合計2,168万3,000円を減額しております。

第9款消防費、第1項消防費、36ページを御覧願います。第6目緊急対策費、10節需用費で災害時備蓄品の精査により674万5,000円減額しております。

第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校建設費、14節工事請負費においても、契約実績に基づき9,508万2,000円減額しております。

37ページを御覧願います。第4目緊急対策費、17節備品購入費で契約実績に基づき599万9,000円減額しております。

40ページを御覧願います。第5項保健体育費、第1目保健体育総務費、18節負担金、補助及び交付金で新型コロナウイルス感染症対策により中止となった各種大会派遣費補助金など531万4,000円減額しております。そのほか、既定予算額の精査や事業費の確定などにより、所要の補正を行っております。

次に、歳入について主なものをご説明いたします。10ページへお

戻り願います。2、歳入。第1款町税、第1項町民税では、第1目個人町民税及び第2目法人町民税で、合計2,168万2,000円を計上し、第2項固定資産税では1,725万8,000円を計上しております。

12ページを御覧願います。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,278万円を計上しております。第4目土木費補助金において、道路橋梁整備事業分及び公営住宅等整備事業分の社会資本整備総合交付金等合計で3,198万4,000円計上しております。

13ページを御覧願います。第15款県支出金、第1項県負担金、第2目衛生費負担金で事業費の確定により、国民健康保険保険基盤安定負担金から後期高齢者医療保険基盤安定負担金まで、合計1,635万7,000円減額しております。

第2項県補助金、第1目総務費補助金、1節総務管理費補助金において、奥津軽いまべつ駅二次交通運行事業費バス運行事業費補助金126万7,000円を減額し、新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金3,300万円を計上しております。

16ページを御覧願います。第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入において、新型コロナウイルス感染症対策で無償とした学校給食児童教職員等負担金、小中学校合計で2,608万3,000円減額しております。

第21款町債、第1項町債、第3目農林水産業債、1節農業基盤整備事業債に県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業1億1,770万円を計上し、17ページを御覧願います。第6目教育債、1節教育総務債において、こども小・中学校建設事業1億180万円を減額しております。その他事業費の確定などに伴い、それぞれ減額しております。

次に、継続費補正、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正についてご説明申し上げます。

6ページを御覧願います。第2表、継続費補正。1、変更では、令和2年度から令和3年度まで設定したこども小・中学校建設事業について、それぞれ契約実績に合わせて年割額を変更しております。

第3表、繰越明許費補正。1、追加では、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費から第8款土木費、第2項道路橋梁費、折戸下前線のり面補修工事（第3期）の3事業において、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため、設定するものであります。

2、変更では、第2款総務費、第1項総務管理費、公共施設感染防止対策事業において、備品の追加及び第9款消防費、第1項消防費、感染症対応型避難体制整備事業で消耗品の精査により変更いたしております。

第4表、債務負担行為補正。1、追加では、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務及び令和3年度で予定する借上料並びに補修工事において、本年度で契約の締結を要するものについて、追加設定するものであります。

7ページを御覧願います。第5表、地方債補正。1、追加では、国からの各種交付金及び譲与税の減収が見込まれることから、減収補填債を追加し、2、変更では、総合福祉健康センター建設事業からこども小・中学校建設事業までの11事業について、事業費の確定等に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

以上、令和2年度中泊町一般会計補正予算第19号についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 29ページお願いします。ここに第2目の農業振興費の負担金の中で、稲わら有効利用推進事業というのがございます。これ減額補正になっていますが、当初予定したより農家には1反歩当たりの価格で少なく払っているのではないですか。そこいら辺のどういう形でそうなったのかをご説明願いたいと思います。

○議長（長利 司君） 農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 荒関議員の稲わらの推進事業の減額についてお答えいたします。

稲わらについては、1反歩当たり500円の基本でお支払いするという予定で予算を計上してございます。実質支払われたのが、取り組

んだ面積が、すき込みが約890町歩、収集が約64町歩ということで、支払われた総額が437万6,000円となっており、予算の残額12万3,000円については、面積による確定の金額ということでございます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 私聞いているのは、予算が足りなかったから1反歩当たり幾ら払いました。500円切れているはずなのですが。

○議長（長利 司君） 農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 1反歩当たり460円で支払いしてございます。面積からすると、本来であれば、円単位まで調整するところなのですが、今回460円ということで切り捨て、交付をいたしました。

○議長（長利 司君） 6番。

○6番（荒関富雄君） これは、やっぱり盛り切り予算なのですか。見込みが、いわゆる実施する人が多い、少ないは、それはその年によって、当然面積は違ってくるとは思います。であれば、農家さんも一応調査して、これぐらいやる予定ですよという報告した段階でお金が足りなければ補正できないのですか、この予算は。そういう規定であったっけか。

○議長（長利 司君） 農政課長。

○農政課長（古川幹人君） まず、当初の予算が450万円ということでした。その中で件数あるいは面積が大きくなった場合には、その予算内で、その中で調整していくということで今回40円の減のお支払いという形になってございます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） これ出来た当初からそういう予算のつけ方をしていたか。では、私の勘違いかも分かりませんが、この稲わらの利用促進事業というのは、そもそも県でわら焼き防止対策で罰則規定のない条例なのですが、それが出来たときに、やっぱりわら焼きはよくないので、いわゆる農家に啓発運動的な意味合いもあって出した補助事業だと思うのです。それが去年までは500円が出たのが、今度460円になってくれば、また収集が多くなったりしたときに、だんだん農家のやる気をそぐのではないかと懸念するのです。

例えばあと40円出したものにして、幾らでもないかと思うの

ですけれども、それをあくまでも盛り切り予算なのだと、補正できないのだと、であればそれで結構ですけれども、そういう予算のつけ方でなくてあったような記憶があったもので。

○議長（長利 司君） 農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 確かに当町の稲わらにすき込みあるいは収集については、西北五管内、県内を見ている、なかなかこのような取組をしているというのは見受けられないということで、非常に大事な事業だと思ってございます。予算の増額については、私の記憶している段階では、補正予算等々で対応した記憶がございません。また、今後引き続き、またこの対策については、農家さんに対して啓発してまいりたいと思ってございます。よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 減額した記憶は、私もございません。農家の、1反歩500円というのは、もうそれ補正を盛った記憶もないかもしれませんが、減額した記憶もないのです。初めてのことで、そこら辺、どういう経緯か、もうちょっと分かるように説明願えればと思います。

○議長（長利 司君） 農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 失礼しました。私減額と申し上げまして、増額した記憶がございません。増額も減額も記憶がございません。今後そういう10アール当たり500円ということで進めていくとすれば、補正を考えなければならないのではないかとはいってございますけれども、現段階で補正の増額の記憶がございません。ただ、事業自体は取り組んでまいりたいと思ってございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 21ページに戻っていただきたいのですが、緊急対策の件ですが、空気清浄機4台、これはとてもよいことだと思うのですが、庁舎の窓口にアクリル板がないと、町民の方が対話のときにとても心配だと、そうおっしゃってしまして、五所川原市役所はじめ金融関係では、大分どこでもアクリル板があるのに、いつ頃中泊ではアクリル板ができるのかなと、町民の声が、待っているという感じで、そしてコロナの予防接種については、先般広報に詳しく載って、

皆さんが、予定ということだけれども、ちょっと安心しているのですけれども、アクリル板について、ちょっとどのような、つけるのか、つけないのかお聞きしたいのですけれども、町民は要望している感じでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（長利 司君） 総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） ただいまの塚本議員の質問に対して、庁舎内のアクリル板の関係なのですけれども、そういう声も一応聞こえてはあったのですけれども、本庁舎としては、住民の方も職員の方もマスクをして感染防止に対応していると。あとこれからの整備するのですけれども、サーモカメラ、体温を自動的に測定する、それも整備していきまして、それで感染防止対策を行いたいと思って、その板までは整備しておりませんでした。

以上です。

○議長（長利 司君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 皆さん、どこでもマスクはきちっとしています。でも、町民の声は、いろいろ情報が敏感でございまして、中里地区で感染したものですので、よそよりも敏感になっています。それで、マスクはどうたら、二重マスクはいいのだよ、不織布マスクが効くのだってとか、町民の人はとても心配していますので、そこが大丈夫なのですよということを広報とか、ちらっと何かで大丈夫なのですよという安心感を持たせるような情報をちょっと流していただければ、町民も接種するまでは、絶対感染したくないと、とても敏感になっております。高齢者は特にでございますけれども、そこら辺を何とか広報とか何かでアクリル板はうちほうは大丈夫ですよとか、何とか情報を開示していただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第21号

○議長(長利 司君) 日程第23、議案第21号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長(山中哲哉君) 議案第21号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,213万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,911万4,000円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,773万3,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により事業勘定の歳出からご説明いたします。

10ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費において、2節給料から18節負担金、補助及び交付金まで人事異動に伴う人件費で合計135万4,000円を減額しております。

第2款保険給付費、第1項療養諸費において、合計で370万5,000円を減額しております。第2項高額療養諸費において、11ページを御覧願います。合計で1,040万4,000円を計上しております。第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金において、出生数が15人から5人に減少すると見込まれることから420万円を減額しております。

第6款保健事業、第2項特定健康診査等事業費において330万7,000円を減額しております。

12ページを御覧ください。第9款諸支出金、第2項繰出金、第1

目直営診療施設勘定繰入金において1, 430万円を計上しております。小泊診療所の運営費として県から交付される特別調整交付金を診療施設勘定に繰り出しするものであります。

次に、歳入であります。8ページにお戻り願います。2、歳入。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目災害臨時特例補助金において、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した世帯へ国の基準に基づき国民健康保険税の減免を行ったことに対する財政措置として、合計228万6,000円を、第2目社会保障・税番号システム整備費補助金で保険証のオンライン資格確認を行うシステム改修に係る補助金として792万円を計上しております。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金において、1節普通交付金で669万9,000円を計上し、2節特別交付金で369万3,000円を減額しております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金において、1節保険基盤安定繰入金軽減分から、9ページを御覧願います。5節財政安定化支援事業繰入金まで、それぞれ額が確定したことにより、合計で241万2,000円を減額しております。

第8款諸収入、第3項雑入、第8目雑入において、返還金133万7,000円を計上しております。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。

18ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費において、合計33万円を減額しております。

第2款医業費、第1項医科用医業費、第1目機械器具費において、在宅酸素治療法器具借上料で43万円を減額し、第2目医薬材料費で医薬材料費200万円、検査等の手数料73万円、合計で273万円を計上しております。第2項歯科用医業費、第2目医薬材料費で医薬材料費20万円を計上し、歯科技工師の手数料78万円を減額しております。

次に、歳入であります。恐れ入りますが、15ページにお戻り願います。2、歳入。第1款診療収入、第1項医科外来収入において、第1目国民健康保険診療報酬収入から第6目労災、その他診療報酬収入

まで精査の上、合計で2,581万3,000円を減額しております。

第2項歯科外来収入においても、第1目国民健康保険診療報酬収入から、16ページを御覧願います。第6目労災、その他診療報酬収入まで精査の上、合計で1,013万4,000円を減額しております。

第3款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目事業勘定繰入金において1,430万円を計上しております。事業勘定に交付された小泊診療所へのへき地直営診療施設交付金を繰入れするものであります。第2目一般会計繰入金において1,805万5,000円を計上しております。

17ページを御覧願います。第8款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目発熱外来診療体制確保支援補助金において、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、発熱外来を設置し、診療、検査体制のできる県指定医療機関となったことにより、それに伴う支援補助金として439万9,000円を計上しております。

以上で議案第21号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてご説明いたしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第22号

○議長（長利 司君） 日程第24、議案第22号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 議案第22号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,077万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,886万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものについてご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。10ページを御覧ください。3、歳出。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金に介護療養型施設利用者の増による施設介護サービス給付費2,383万9,000円を、グループホーム利用者等の増により、地域密着型介護サービス給付費1,721万4,000円など、合計5,557万7,000円を計上いたしております。

11ページを御覧ください。第3項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス等費、18節負担金、補助及び交付金に合計268万1,000円を計上いたしております。

13ページを御覧ください。第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金で介護給付費準備基金積立金1,831万7,000円を減額いたしております。

次に、歳入について主なものをご説明申し上げます。6ページを御覧ください。2、歳入。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料で、今年度の賦課及び収納状況等を踏まえ94万円を補正計上いたしております。

その他、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目調整交付金に1,167万4,000円を計上し、7ページを御覧ください。第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金に960万2,000円を計上し、8ページを御覧ください。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金から第5目低所得者保険料軽減繰入金まで、合計440万円を計上し、9ページを御覧ください。第2項基金繰入金に財源調

整のため介護給付費準備基金繰入金 6 9 6 万円を計上いたしております。

以上、議案第 2 2 号 令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 2 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 5 議案第 2 3 号

○議長（長利 司君） 日程第 2 5、議案第 2 3 号 令和 2 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） 議案第 2 3 号 令和 2 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額はそのまま変わらず 4, 1 2 8 万 7, 0 0 0 円とし、内部補正するものであります。

歳入歳出予算補正について、事項別明細書でご説明しますので、4 ページを御覧願います。

最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出。第 1 款事業費、第 1 項施設管理費、第 2 目施設管理費、1 0 節需用費の電気料を 2 4 万円減額し、1 1 節役務費の手数料を 6 5 万 3, 0 0 0 円増額し、1 3 節委託料の処理施設管理業務委託料を 4 1 万 3, 0 0 0 円減額して

おります。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入。第2款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金に、一般会計繰入金として37万5,000円を減額し、第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に37万5,000円を追加計上しております。

以上、令和2年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第24号

○議長（長利 司君） 日程第26、議案第24号 令和2年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） 議案第24号 令和2年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ73万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2,689万2,000円とするものです。

歳入歳出予算補正について、事項別明細書でご説明しますので、恐れ入りますが、4ページを御覧願います。

最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出。第1款事業費、第1項施設管理費、第2目施設管理費、11節役務費の手数料9万9,000円増額し、12節委託料の処理施設管理業務委託料37万円、漁業集落排水機能保全計画書策定業務委託料46万3,000円をそれぞれ減額しております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入。第3款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金に、一般会計繰入金100万円を減額し、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に26万6,000円を追加計上しております。

以上、令和2年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第25号

○議長（長利 司君） 日程第27、議案第25号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 議案第25号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の歳入

歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,017万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,400万3,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算の主なものを歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

7ページを御覧願います。3、歳出。第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項後期高齢者医療連合納付金、第1目後期高齢者医療連合納付金に18節負担金、補助及び交付金に、後期高齢者医療保険料等負担金など、合計で1,017万円を減額しております。県広域連合より示された確定見込額によるものです。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページにお戻り願います。

2、歳入。歳出の関連により、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料で特別徴収保険料、普通徴収保険料の合計で408万7,000円を減額し、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で、1節事務費繰入金から3節療養給付費繰入金まで、合計960万1,000円を減額しております。県広域連合より示された確定見込額によるものです。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金において、前年度繰越金の確定に伴い351万8,000円を計上しております。

以上で議案第25号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明いたしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第26号

○議長（長利 司君） 日程第28、議案第26号 中泊町教育委員会委員の任命についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第26号は、中泊町教育委員会委員の任命についてであります。

現委員、佐井川智道氏の任期が令和3年5月17日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

佐井川氏は、平成25年5月に中泊町教育委員会委員に任命されてから今日に至るまで、当町の教育委員会委員として活躍されており、適任であると存じますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は同意することに決定しました。

◎日程第29 議案第27号

○議長（長利 司君） 日程第29、議案第27号 人権擁護委員候補者の推

薦について意見を求めるの件を議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

- 町長（濱館豊光君） 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてご説明申し上げます。

現委員、荒関徳勝氏の任期が令和3年6月30日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

荒関氏は、中里地域向町在住で平成24年7月から人権擁護委員として活動しており、委員として適任であると存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は同意することに決定しました。

◎日程第30 議案第28号

- 議長（長利 司君） 日程第30、議案第28号 中泊町老人福祉センターに係る指定管理者の指定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

葛西総務課長。

- 総務課長（葛西成芳君） 議案第28号 中泊町老人福祉センターに係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの68ページを御覧ください。指定管理者の指定

につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の各規定に基づき、公募による募集をし、選定に当たっては、関係課長等で構成する中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査し、その結果を町長に報告し、選定するものです。

本件の募集では、1団体の応募であり、従来からの管理団体でありましたので、これまでの管理実績を鑑み、この団体を適当であると認め、指定管理者として選定したものであります。指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人中泊町社会福祉協議会であります。指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

以上で議案第28号 中泊町老人福祉センターに係る指定管理者の指定についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第29号

○議長（長利 司君） 日程第31、議案第29号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

これは、川山議員に関する案件になりますので、地方自治法第117条の規定により、川山議員の退席を求めます。

（8番 川山光則君退席）

○議長（長利 司君） 本案について担当課長に説明を求めます。

葛西総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） 議案第29号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの69ページを御覧ください。今回の指定管理者の募集方法につきまして、条例に基づき公募による募集をしたところ、1団体の応募があり、従来からの管理団体でありましたので、これまでの管理実績を鑑み、この団体を適当であると審査し、指定管理者として選定したものであります。

指定管理者となる団体の名称は、小泊観光協会で、指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

以上で議案第29号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第30号

○議長（長利 司君） 日程第32、議案第30号 主要農業施設に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

これは、川山議員及び沖崎議員に係る案件になりますので、地方自治法第117条の規定により沖崎議員の退席を求めます。

（10番 沖崎 勲君退席）

○議長（長利 司君） 本案について担当課長に説明を求めます。

葛西総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） 議案第30号 主要農業施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの70ページを御覧ください。今回の指定管理者の募集方法につきまして、条例に基づき公募による募集をしたところ、1団体の応募があり、従来からの管理団体でありましたので、これまでの管理実績を鑑み、この団体を適当であると審査し、指定管理者として選定したものであります。

指定管理者となる団体の名称は、株式会社アクトプランで、指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

以上で議案第30号 主要農業施設に係る指定管理者の指定についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

川山議員及び沖崎議員の入場を許可します。

（ 8番 川山光則君入場）

（10番 沖崎 勲君入場）

◎日程第33 議案第31号

○議長（長利 司君） 日程第33、議案第31号 町営住宅使用料の債権放棄についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

藤本環境整備課長。

- 環境整備課長（藤本雅久君） 議案第31号 町営住宅使用料の債権放棄について説明いたします。

恐れ入りますが、議案書つづりの71ページを御覧願います。住宅使用料を滞納し、令和元年度に建物等明渡し請求訴訟の後に退去した中泊町在住者の住宅使用料について、裁判所が令和2年7月17日付で破産法第252条の規定により、債権の免責許可決定をしたことから、債権の徴収が不可能になったため、債権の放棄を行うものであります。

以上、議案第31号 町営住宅使用料の債権放棄についてご説明いたしました。

- 議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第32号

- 議長（長利 司君） 日程第34、議案第32号 中泊町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上総合戦略課長。

- 総合戦略課長（三上晃瑠君） 議案第32号 中泊町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明申し上げます。

議案書つづりの72ページを御覧願います。本計画は、過疎地域自立促進特別措置法において、過疎地域に指定された市町村は、地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進計画を定めることができるとされており、定めた計画に基づく事業推進に当たり、過疎対策事業債等の財政支援を受けることができるものであります。

当町においても、同法により過疎地域に指定されていることから、平成28年度から令和2年度までの中泊町過疎地域自立促進計画を策定しているところではあります。当町の新たな課題等に対応するため、毎年度本計画の見直しを行い、必要に応じた変更等を行うため、計画の変更を提案するものであります。

議案第32号別冊「中泊町過疎地域自立促進計画の変更について」を御覧願います。1ページに、2、産業の振興、(1)、現状と問題点、ア、農業について記載しておりますが、変更箇所は、赤色で明記しております。

2ページを御覧願います。町に所在する農業用ため池は、農業用水の確保や地域の防災、減災といった公益的役割を果たしていますが、老朽化により機能障害に陥った際には、営農活動や住民の生活に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

次の3ページを御覧願います。⑨で農業用ため池は、個別施設計画を策定し、営農活動や住民の生活に影響が及ばないように努めます。

次の4ページを御覧願います。ため池インフラ長寿命化事業を明記しております。下段の3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流、(2)、その対策、ウ、農道及び林道については、⑤で林道施設の維持管理及び更新等を適切に行い、住民の安全確保に努めます。

次の5ページを御覧願います。中頃に森林基幹道整備事業を明記しております。下段の4、生活環境の整備、(1)、現状と問題点、エ、防災については、事前の対策（減災対策等）に関する計画の作成を明記しております。

次に、6ページを御覧願います。4、生活環境の整備、(2)、その対策、エ、防災については、近年多発する自然災害に合わせたハード対策を実施し、発災時の被害を最小限に抑えられるまちづくりを進めるとともに、地域住民や防災関係機関との連携に係るソフト対策を推進し、命を守る対策を実施することについて明記しております。

次の 7 ページを御覧願います。中頃に「国土強靱化地域計画作成事業」を明記しております。

次の 8 ページを御覧願います。5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、(1)、現状と問題点、ア、高齢者福祉について、総合福祉健康センターの整備について明記しております。

次の 9 ページを御覧願います。5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、(2)、その対策、⑥で総合福祉健康センターの整備について明記しております。

次の 10 ページを御覧願います。上段は、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、(3)、計画について、「総合福祉健康センター基本構想及び事業認定事業」を明記しております。

中頃の表は、7、教育の振興、(1)、現状と問題点の中で、表 11、児童生徒数の推移の表の中に、平成 29 年度と令和元年度の数値を明記しております。

次の 11 ページから 12 ページまでの事業計画の表の中では、今まで申しあげました追加の事業について明記しております。また、13 ページ以降は、追加の事業に伴う概算事業費（見込み）等についての変更内容を明記しております。

以上で議案第 32 号 中泊町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明申しあげました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 32 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 5 議案第 3 3 号

○議長（長利 司君） 日程第 3 5、議案第 3 3 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

葛西総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） 議案第 3 3 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 7 3 ページを御覧ください。青森県市町村総合事務組合の構成団体である十和田地区環境整備事務組合が令和 3 年 3 月 3 1 日をもって解散すること及び規約の整理を行うことに伴い、組織する地方公共団体数の減少及び共同処理する事務の変更並びに組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を要することから、提案するものです。

変更内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の 7 7 ページを御覧ください。青森県市町村総合事務組合同規約の別表第 1 の中段及び別表第 2、次の 7 8 ページの中段、十和田地区環境整備事務組合を削り、次の 7 9 ページ上段「並びに農業災害補償法（昭和 2 2 年法律第 1 8 5 号）第 8 7 条の 2 第 3 項及び第 8 項の規定に基づき、徴収する共済掛金等及び延滞金」を削るものです。

なお、この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で議案第 3 3 号の説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(長利 司君) お諮りします。

本日、町長から議案第34号及び議案第35号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2とし、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号及び議案第35号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長(長利 司君) 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) 追加提案をさせていただきます議案についてご説明申し上げます。

議案第34号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第20号についてであります。補正額は、歳入歳出とも100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億5,893万8,000円とするものであります。

補正する歳出は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確立のためのシステム改修費を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連におきまして、国庫支出金を計上

いたしております。

繰越明許費補正では、総合福祉健康センター温泉掘削工事について追加設定いたしております。

議案第35号は、工事請負変更契約の締結についてであります。中泊町総合福祉健康センター温泉掘削工事につきまして、工期を延長する必要が生じたことから、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎追加日程第1 議案第34号

○議長（長利 司君） 追加日程第1、議案第34号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第20号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 議案第34号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第20号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億5,893万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧願います。

3、歳出。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第10目緊急対策費、12節委託料で新型コロナウイルスワクチン接種に係るシステム改修費100万円計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目衛生費補助金に今回の補正財源として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金100万円を計上しております。

次に、繰越明許費補正についてご説明いたします。3ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加では、第2款総務費、

第1項総務管理費、総合福祉健康センター温泉掘削工事において、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

以上、令和2年度中泊町一般会計補正予算第20号についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第35号

○議長（長利 司君） 追加日程第2、議案第35号 工事請負変更契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 議案第35号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

追加提出議案つづりの1ページを御覧願います。当該変更契約は、工事番号第30号中泊町総合福祉健康センター温泉掘削工事の工期を延長するものでございます。当町の中里地内に建設予定の中泊町総合福祉健康センターについて、本掘削工事の掘削深度、深さは約1,000メートルとしており、2月26日時点で812メートルまで掘削が完了しております。2月12日、深度が700メートルに到達した段階で当初の想定を超える硬さの硬岩の層が現れており、当初は1日

平均20メートルほど掘り進めておりましたが、硬岩の層となってからは2メートルから3メートルほどしか掘ることができずにあります。

また、作業時間の延長につきましても、1月末から1日2交代の体制を取り、午前7時から午後10時までの作業を行っております。硬い層を掘るゆえに振動が増大していることから、近隣住民への騒音の影響を考えまして、3交代制にするなど、作業時間を延長することも不可能となっております。

これらの理由により、不測の事態に対応するため、温泉掘削工事の工期を延長するものでございます。

以上で議案第35号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 難関なところに突き当たっているのでしょうか、この工期の延長内には、それこそ目的まで掘り下げるといふ工程の計画はきっちりしたものなのですか。

それと、もしこれ以上日数が延びたりした場合に、契約額の変更等が今後あるのかどうか、そこら辺も併せてお願いします。

○議長（長利 司君） 三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 荒関議員のご質問にお答えします。

工期につきましては、現在掘削は、最新の情報ですと900メートルを超えており、今回の工期延長内で当初設定しておりました約1,000メートルに達するものと確信しております。

また、工期が延びることによっての金額につきましては、深さに対して設計、見ておりますので、日数の延長は関係ございませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） なしということですので、これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第36 発議第1号

○議長（長利 司君） 日程第36、発議第1号 中泊町議会会議規則の一部改正についてを議題にします。

お諮りします。本案については議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第37 発議第2号

○議長（長利 司君） 日程第37、発議第2号 中泊町議会災害対策本部設置要綱の制定についてを議題にします。

お諮りします。本案については議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第38 発議第3号

○議長(長利 司君) 日程第38、発議第3号 議員派遣についてを議題にします。

本案については、議員の限られた会期中の活動に加え、調査や研修等、また国や県等に対しての要請活動など、議会について必要があると認めるときには、議員の派遣ができるよう提案するものであります。

お諮りします。本案については、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第39 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○議長(長利 司君) 日程第39、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項につ

いては、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思
います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項につ
いては、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定
しました。

◎閉会の宣告

○議長(長利 司君) 今定例会に上程されました全議案について長時間にわ
たり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和3年第1回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 零時43分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 長 利 司

署名議員 野 上 祐 一

署名議員 野 上 恩 洋